

歴史的風土の保存・継承小委員会報告 (案)

—補足説明資料—

1 古都保存法40年の成果

○ 古都保存法の概要

京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治・文化の中心として 歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和41年に議員立法により制定。

わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与（古都保存法第1条）

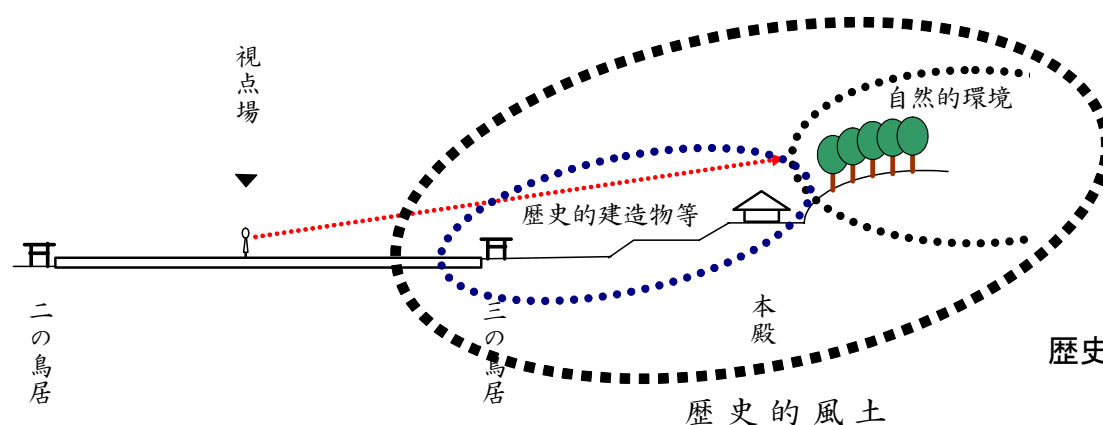
古都

わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市の10市町村

歴史的
風土

古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう

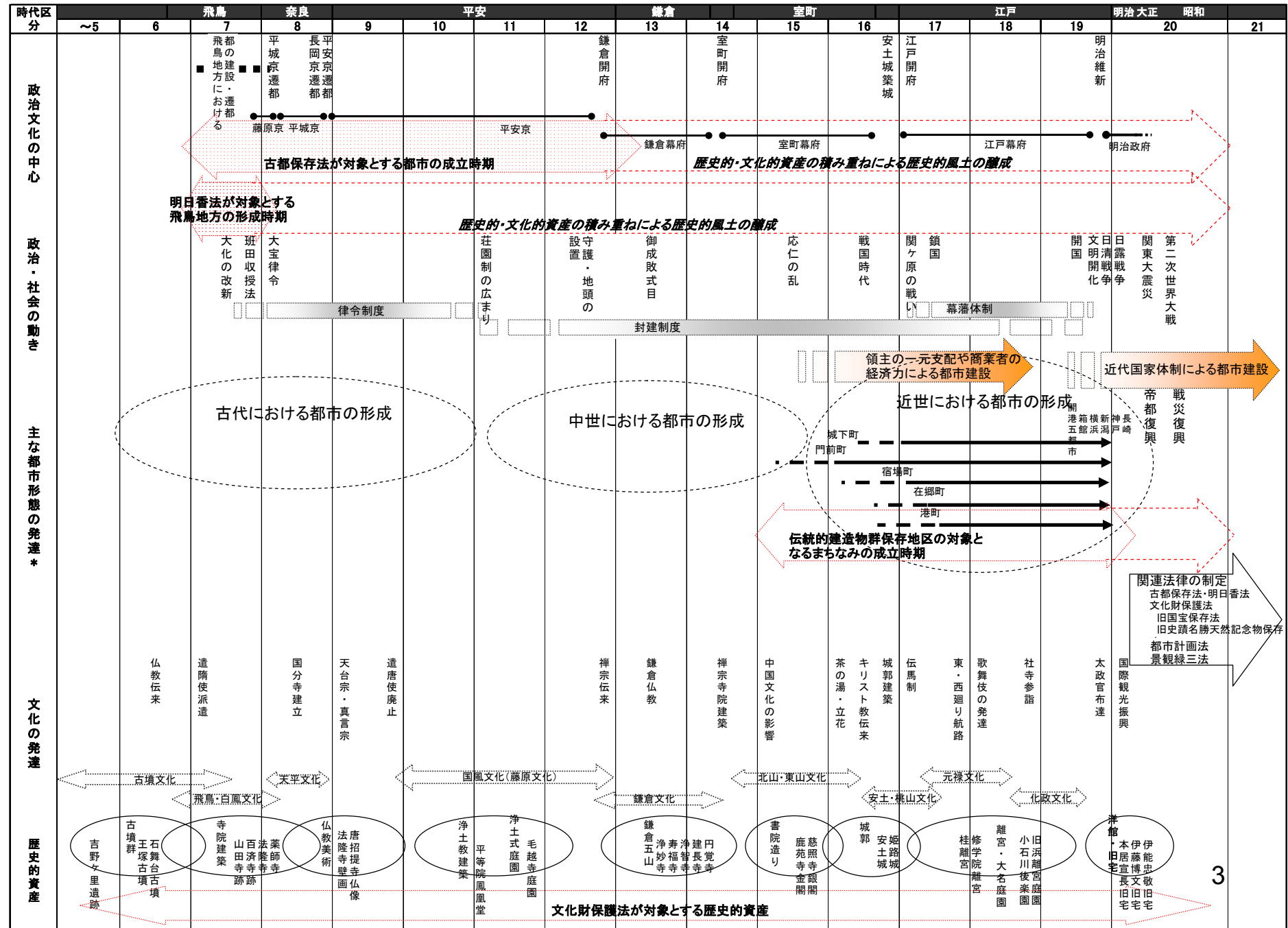


歴史的風土の概念図

歴史的風土審議会資料(平成9年12月)
をもとに作図

※古都保存法：古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

○ 古都保存法等が対象とした時代の関連概念図



○ 古都保存法による歴史的風土の保存の仕組み

・歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣指定)

→建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存



・歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣決定)

→歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める



・歴史的風土特別保存地区の都市計画決定(府県・政令市指定)

→建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存
規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入



嵯峨野(京都市)



稲渚の棚田(奈良県明日香村)

○ 美しい日本の歴史的風土100選の選定

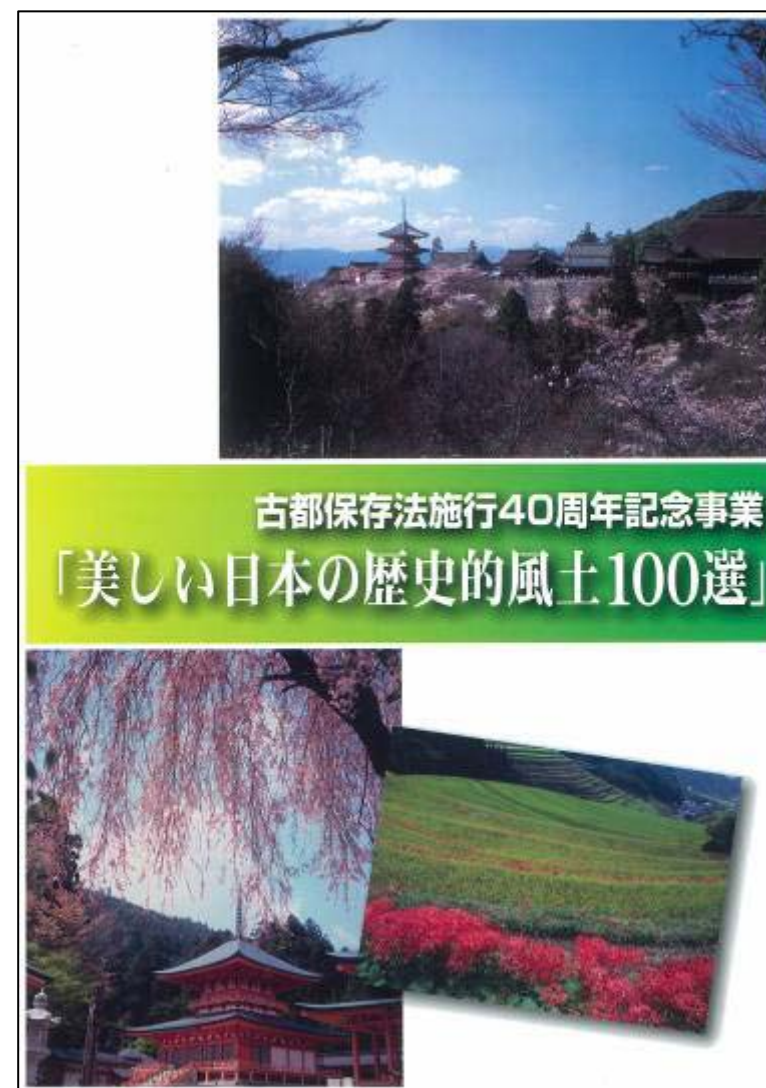
- 古都保存法施行40周年を記念し、歴史的風土の保存と継承、観光立国、風格ある美しい活力に満ちた地域社会の実現等に資することを目的として、次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている地域を全国から公募
- 698件の推薦を受け、歴史的風土に係る各界の専門家からなる「美しい日本の歴史的風土100選実行委員会」が特に優れた「美しい歴史的風土」を有する100都市を選定するとともに、それに準ずる100都市を選定。

○応募期間：平成18年10月24日～12月15日 53日間

○推薦対象：歴史的な建物や庭園、古い街並み、街道、掘割や水路、古墳、遺跡、城址、社寺仏閣や社叢林、田畑や棚田溜池や湧水等の歴史的・文化的資産が周辺の山丘や樹林地水辺等の自然的環境と一体となって日本らしい風情を醸し出しているもの。

○選定結果：美しい日本の歴史的風土（特別枠）＊ 47都市
美しい日本の歴史的風土100選 101都市
美しい日本の歴史的風土準100選 116都市

*古都保存法対象都市、世界文化遺産指定地域対象都市



「美しい日本の歴史的風土100選」結果発表冊子 5

2 歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯

○ 風致地区制度(旧都市計画法による規定)

制度の概要

- ・旧都市計画法第10条第2項に規定する「地域地区」のひとつ。
- ・「都市計画区域内に於いては、市街地建築物法に依る地域及び地区の外、土地の状況に依り必要と認むるときには、風致又は風紀の維持の為、特に地区を指定することを得」として導入。
- ・大正8年の風致地区の指定基準は、①強度の建築利用化を期待せざる土地、②地方古来よりの遊覧勝区、③土地の利用化が風致より招来さるる場所(1)別荘地、高級住宅地、(2)沿岸、風致道路、公園広場及び其付近地又は高貴御用の土地付近、④歴史的意義のある土地、の4項目。
- ・1933年の風致地区決定標準の指定の項では、①季節に応ずる各種の風景地、②公園、社寺苑、水辺、林間その他公開慰楽地、③史的又は郷土的意義アル土地、④樹木に富める土地、⑤眺望地、⑥前各号の付近地にして風致維持上必要ある地帯の5項目
- ・1926年に「明治神宮風致地区」(約27.6ha)、1930年に京都の鴨川、東山、北山周辺(約3400ha) 武蔵稜(後に多摩稜に名称変更)周辺の「武蔵稜周辺地区」(約36ha)などが指定。

指定主体等

「環境の風致」の保全と風紀の維持のため、現状変更には地方長官の許可が必要。

行為規制の内容(許可制)

- ・建築物の建築その他工作物の新増改築
- ・地形の改変
- ・土石木竹の採取・



明治神宮周辺地区
(東京都渋谷区)



鴨川周辺地区
(京都市左京区)
出典:京都市HP

* 西村幸夫「都市保全計画」より抜粋

○ 美観地区制度(市街地建築物法による規定)

制度の概要

- ・美観地区は、大正8年(1919年4月5日)の「市街地建築物法」(法律第36号)で導入。
- ・美観地区として立法段階で想定されたのは「市内の枢要地区、公館集合地などの街区」、「社寺、公園其の他勝地」、
- ・美観地区における規制の対象は美観が要求される特殊な環境にある一般の建築物。
- ・最初に美観地区に指定されたのは、「皇居外郭一帯美観地区」、1994年には大阪市の中之島が、1939年には伊勢神宮周辺など、順次指定。
- ・平成19年11月1日現在、景観地区は11地区指定されている。そのうち、旧美観地区から景観地区に移行したもののうち、倉敷市美観地区はその名称が継承され、京都市は都市計画西陣美観地区ほか9地区を廃止し、山ろく型美観地区ほか7地区を景観地区として決定している。

指定主体等

「主務大臣は美観地区を指定し其の地区内に於ける建築物の構造、設備又は敷地に関し美観上必要なる規定を設けることを得」(第15条)、美観地区内の「環境の風致を害する」建築物を対象。

行為規制の内容

- ・建築物の除去や改修、設計変更
(市街地建築物法施行規則第136・137条)
- ・建築物の高さ、軒高、外壁の材料と主色の指定(同法138条)
- ・美観地区内の建築物の設備類の道路又は公園に面した壁面への露出の禁止(同法第141条)

* 西村幸夫「都市保全計画」より抜粋



倉敷市美観地区
(出典:倉敷市HP)

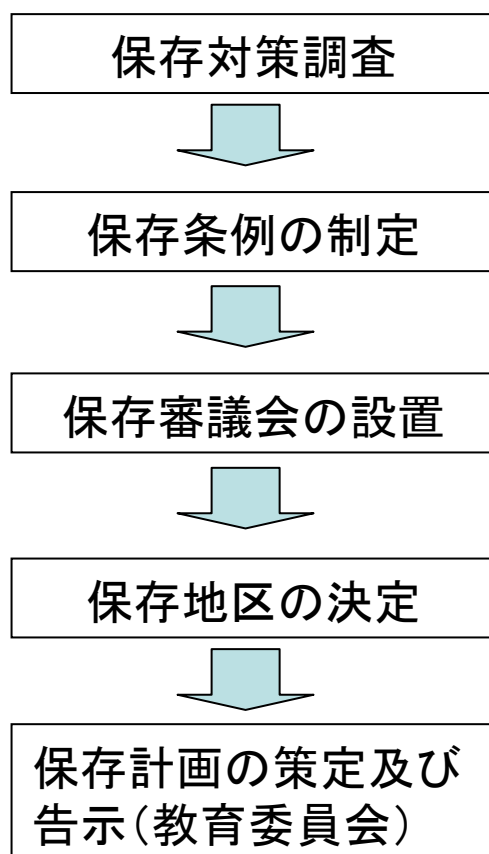


岸辺型美観地区(岡崎・白川沿い)
(京都市)

○ 伝統的建造物群保存地区制度

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られる制度。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。

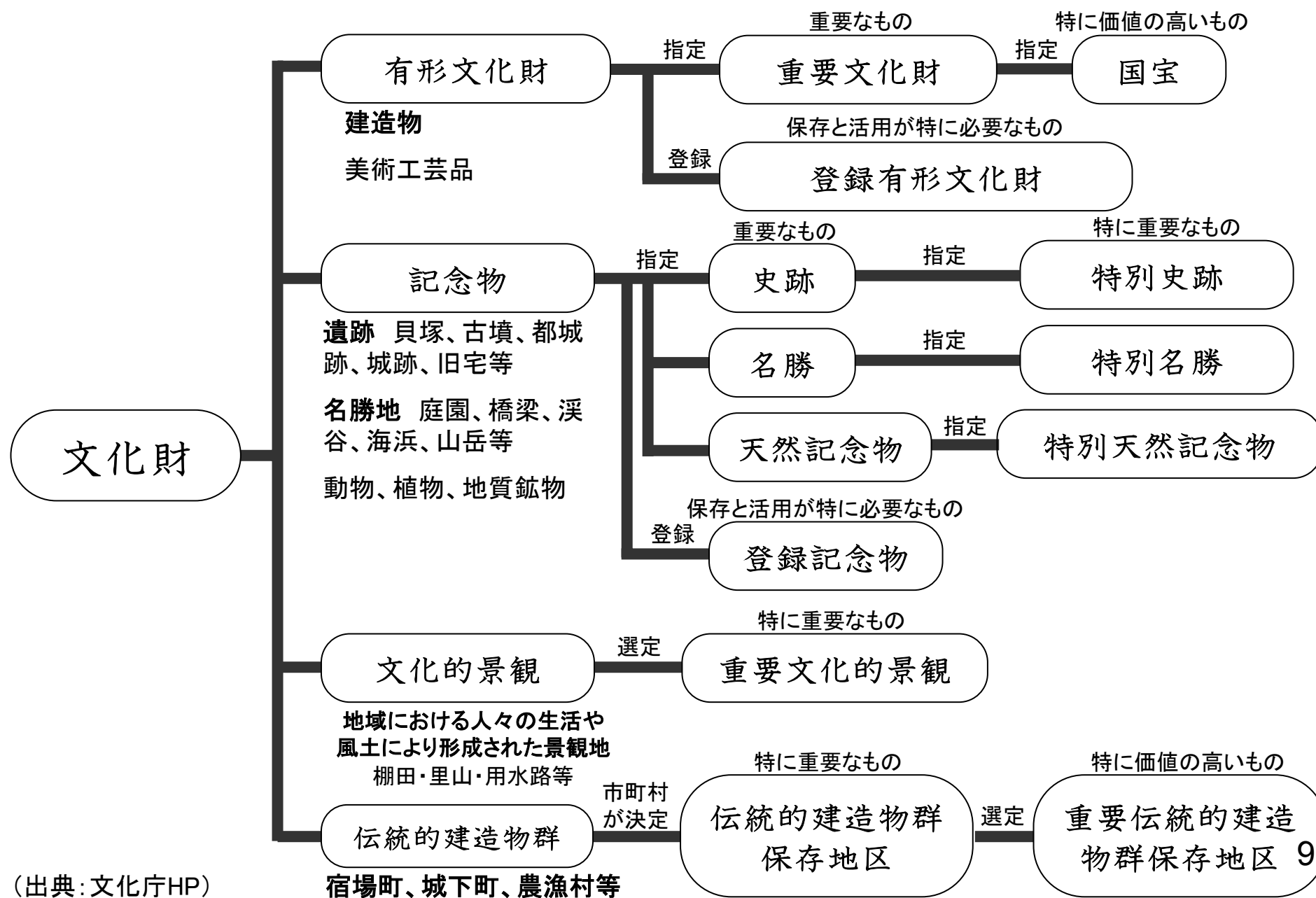
伝統的建造物群保存地区決定の流れ



石川県加賀市加賀橋立地区

平成18年12月19日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、68市町村で79地区(合計面積約2,996ha)あり、約14,300件の伝統的建造物が保存すべき建造物として特定されている。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は、40市町村49地区(合計面積748ha;平成18年3月31日現在)。

(参考) 関連する文化財の体系



(出典:文化庁HP)

○ 地方分権一括法

○国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にした。

- 地方自治法第1条の2：地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。
- 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

○ 美しい国づくり政策大綱（平成15年7月国土交通省決定；抜粋）

Ⅲ 美しい国づくりのための施策展開

15の具体的施策

④景観に関する基本法制の制定

良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、以下の事項を含む基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る。

- 景観に関する基本理念、国、地方公共団体、国民等の責務・役割等に関する規定
- 市町村単位で良好な景観の形成・保全を図るための総合的な計画
- 総合的な計画に基づき、幅広く景観に関する行為規制を行う仕組み
- その他必要な措置

○ 都市再生ビジョン

『国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか』（平成13年7月5日諮問、平成15年12月24日答申）抜粋

3. 「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造

今後、世界の中で存在感を発揮していくためには、我が国の都市が美しさと風格を備えたものであることが必要不可欠である。21世紀の日本は、都市空間そのものを国富として愛し、誇れるようにすべきである。

そのため、集約・修復保存型都市構造への転換を進めるにあたっては、環境と調和し、良好な景観・緑と個性的な地域文化に恵まれた「都市美空間の創造」を重視し、21世紀を「造景と文化の世紀」にすることを目標とすべきである。

○ 景観法

景観行政団体

景観行政団体……都道府県、政令市、中核市、都道府県との協議・同意を得たその他の市町村

景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織



[オープンカフェの取組例]

景観整備機構

意欲のあるNPO法人や公益法人を指定
住民活動の支援、調整や調査研究、景観重要建造物・樹木の管理、その他良好な景観形成を促進するために必要な業務を実施



[まちづくりセミナーの取組例]

ソフト面の支援

景観計画

(都市計画区域外を含め、全国どこでも策定可能)

- 景観行政団体が(景観法に基づく)景観行政を進める場として定める基本的な計画
- 区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)[必須事項]や景観重要公共施設の整備方針、占用基準等[選択事項]を定める
- 通常の行為については届出に対する勧告;他方、建築物・工作物の形態意匠(色やデザイン)にかかる行為については、条例に位置付けることで、変更命令まで可能

景観協定

住民等の全員合意により景観に関する様々な事柄についてのルールを設定



景観重要建造物・樹木

地域の景観上重要となる建築物・工作物・樹木を指定し、積極的に保全(現状変更に対する許可)



景観地区

(都市計画区域及び準都市計画区域)

- ・市街地における良好な景観形成を目的に、都市計画として市町村が決定
- ・建築物の形態意匠(認定)、高さや壁面位置、敷地面積(建築確認)について総合的に規制することが可能
- ・工作物の設置や土地の形質変更、木竹の伐採、廃棄物の堆積等の行為も、条例を定めて規制することが可能



準景観地区

(都市(準都市)計画区域外で景観計画区域内)

- ・現にある良好な景観の保全を目的に、市町村が指定
- ・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

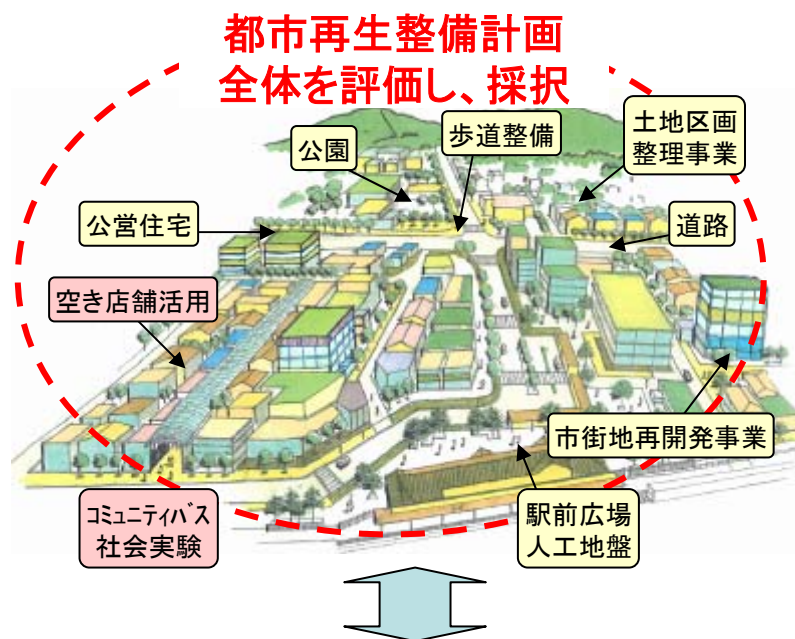
屋外広告物法との連携

○ まちづくり交付金による一体的まちづくり支援

市町村毎の課題に応じて、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、まちづくりに必要な事業を一体的に推進する。

制度の概要

- ・まちづくりの計画に基づき一体的に推進
- ・提案事業を活用することでまちづくりに必要な事業が一体的に実施できる
- ・目標、数値指標を設定し、事後評価を実施・公表



従来（従来の）補助事業

- ・個別事業毎に審査、採択
- ・事業毎に補助率は固定
- ・事業間の流用不可

幅広い交付対象

○基幹事業

道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等整備等の公共事業

+

○提案事業

登録文化財の管理運営実験等、市町村の提案に基づく事業

提案事業の事例

○福祉

- ・老人福祉センターの整備。
…安城桜井駅周辺地区
（愛知県安城市） 他

○商業

- ・TMOの実施するイベント支援。
- ・チャレンジショップ等の空店舗活用支援。
…駅西地区
（栃木県那須塩原市） 他

○文化

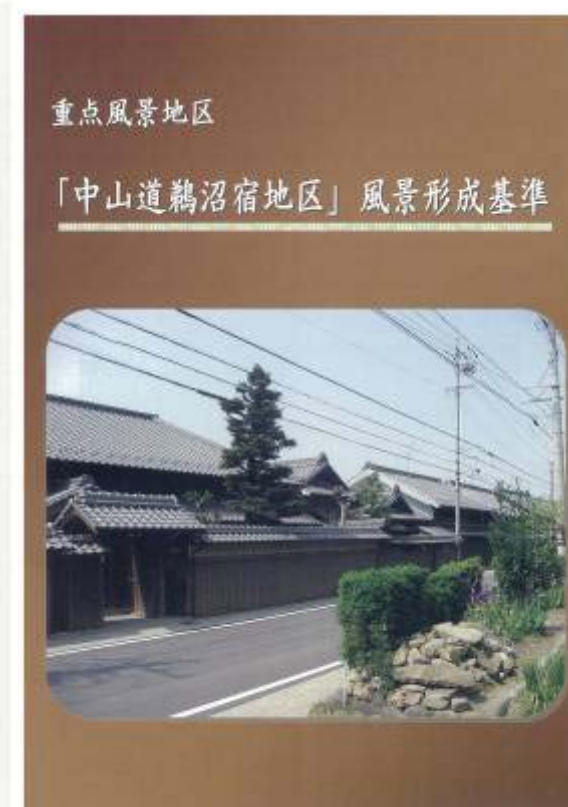
- ・店舗等の一角を利用した街かど博物館への支援。
…小田原駅周辺地区
（神奈川県小田原市） 他

○景観形成

- ・都市景観重要建築物の修理等助成
…川越市中心市街地地区
（埼玉県川越市） 他

○ 各務原市(岐阜県)の例

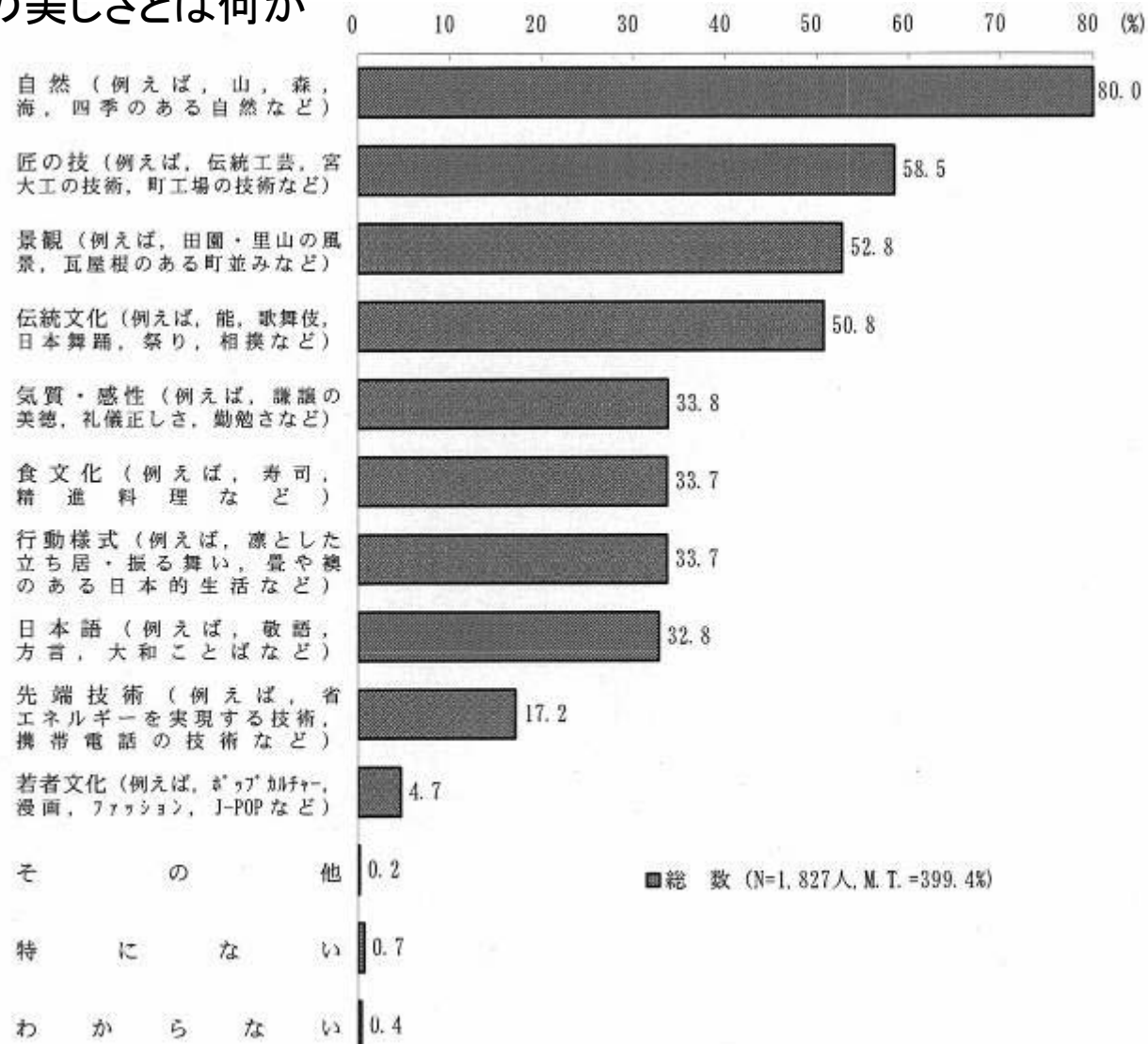
各務原市では**まちづくり交付金事業**により、宿場町として栄えた旧中山道・旧鵜沼宿地区に、現存する当時の面影を残す建物の保存、失われた建物の復元・活用、また、地区内の建築物・工作物に関して鵜沼宿にふさわしい形態・意匠・色彩・高さへ誘導するなど、街並み再生を図っている。



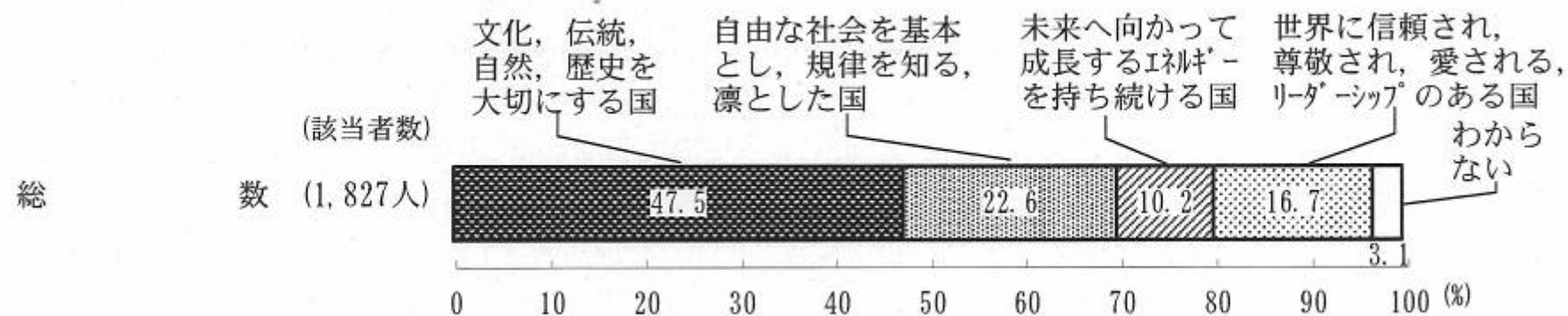
3 歴史的文化的資産の保存・活用に係る現状

(1) 都市の歴史性に対する国民意識の高まり

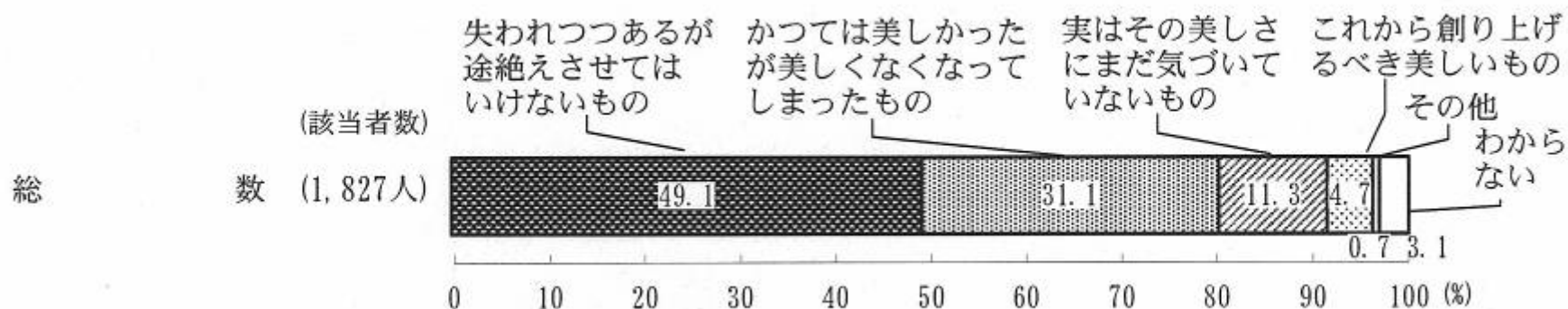
□ 日本の美しさとは何か



□ 重要と思う美しい国の姿



□ 美しい国であるために見つめなおすべきもの

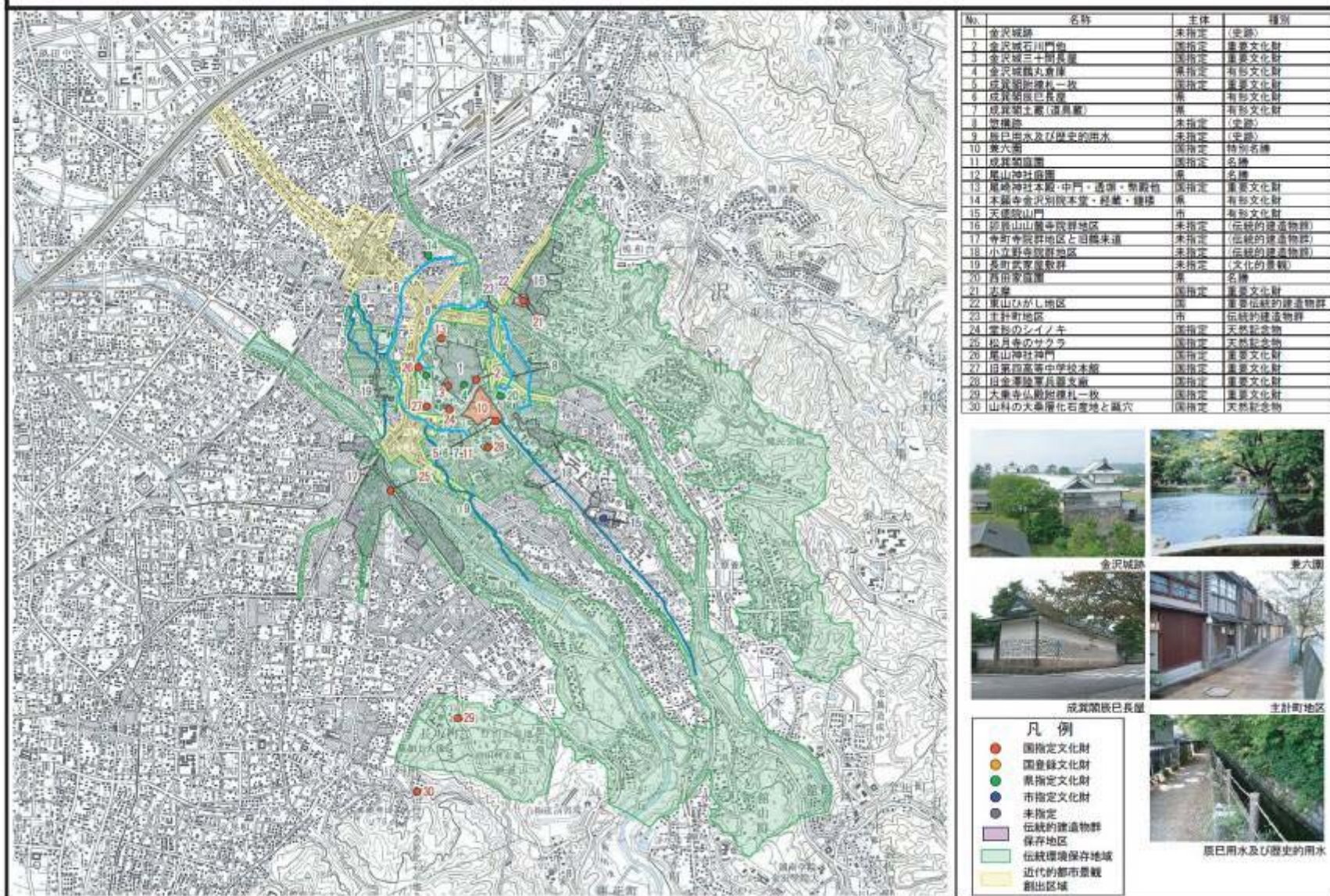


(2) 歴史性をテーマに位置づけたまちづくりの増加

歴史的風致の保全及び整備によるまちづくりに資する制度の活用状況と課題

都市名		金沢市	長野市(松代)	名古屋市	大山市	萩市
人口(平成17年国勢調査)		45万人	38万人	222万人	7万人	6万人
区分		城下町 城跡と特別名勝庭園を中心に、伝建地区など多くの歴史的資産が市街地に集積	城下町 市の中心部から離れたところ、城跡を中心に泉水で結ばれた旧宅が多数	城下町 特別史跡の城跡を中心に、歴史的資産が散在	城下町 城跡を中心に歴史的風情のある街並みが発達	城下町 史跡城址を中心に、伝建、旧宅が多数
核となる文化財	重要文化財(建造物)	○	○	○	○	○
	史跡名勝	○	○	○	○	○
	伝統的建造物群保存地区	○	—	—	—	○
	文化的景観	—	—	—	—	—
関連制度の適用	古都保存法	—	—	—	—	—
	その他の地域地区(参考資料1)	高度・風致	—	風致	—	特別用途
	景観計画	(予定)	○	○	(予定)	(予定)
	特別緑地保全地区	(○)歴史要件外	—	○	—	—
関連事業の実績	まちづくり交付金	○	○	○	○	○
	街なみ環境整備事業	—	○	—	—	○
	景観形成総合支援事業	—	○	○	—	—
	歴史的地区環境整備街路事業	○	○	(予定)	—	—
独自施策	歴史都市公園	○	(予定)	○	○	○
	条例	こまちなみ保存 歴史的風情を残す町並みを指定、現状変更規制と修繕・復元の補助 寺社風景保存 寺社を指定し、現状変更の規制と土塙、山門、石積の修繕・復元の補助 用水保全 指定用水隣接建築規制、私有点用	伝統環境保存 歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存する区域を指定、現状変更規制と修繕・復元の補助	—	都市景観重点地区 重点的に優れた都市景観を創造し、または保全する必要のある地区を指定、行為の規制と都市景観形成事業の実施	萩まちじゅう博物館 都市遺産を保存活用するためのフコイコイントラスト、ネットワークの形成等 史跡指定または伝建地区内の一定の区域における固定資産税の免除、建築基準法の建築制限の緩和
	補助事業	沿道修景 生垣、外構・擁壁修景の補助	伝統環境保存 (泉水路保存)	街並み保存 保存地区を指定し、基準に基づいて修繕・修景に補助	—	歴史的景観保存 地区を指定し、生垣や塙の修景に補助 生垣設置 公道沿いの生垣設置に補助
	国の支援に関する要望	町屋の内装整備 町屋の内装整備のうち水回りの環境改善を支援 歴史資産の移築 未指定文化財の修繕修理	泉水路保存 当該地域特有の個人の家々を結ぶ水路の修理等	復元の都市公園補助 特別史跡の城跡に都市公園事業で本丸御殿を復元	伝建型支援 伝建地区に指定されていない歴史的建造物群の修繕等の継続的支援	歴史資産の取得 公開等を条件に住民に使用権を残しつつ底地を買収

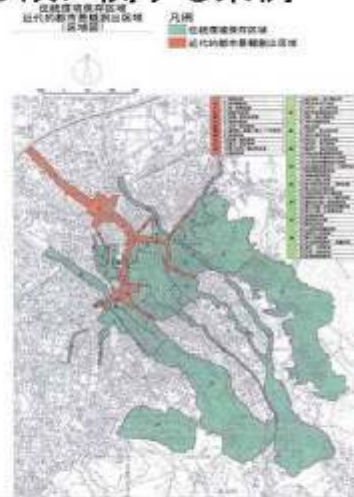
『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』 石川県金沢市



金沢市における伝統環境の保存及び 美しい景観の形成に関する条例

略称: 金沢市景観条例

- ・ 区域の指定
 - 伝統環境保存区域
 - 近代的都市景観創出区域
- ・ 景観形成基準
 - 建築物、建築敷地、公共空間
- ・ 眺望景観の保全
- ・ 都市景観審議会
- ・ 指定保存対象物の指定
- ・ 行為の届出
 - 助言、指導、勧告
- ・ 助成制度



金沢市用水保全条例

保全用水の指定

要件

歴史的財産として継承
個性ある街並み景観を形成
市民にやすらぎを与える
生活文化に密着
都市防災上必要

指定状況

辰巳用水、鞍月用水、
大野庄用水、長坂用水、
大桑用水、寺津用水、
小坂用水など18用水



金沢市こまちなみ保存条例



「こまちなみ」とは？

歴史的風情を残す町並み

.....「古」

ちょっとした小さい町並み

.....「小」

こまちなみ保存区域

10区域 35.54ha

(H17.4.1現在)

こまちなみ保存基準

- ① 一般基準 一般の建物等の建築行為の場合
- ② 修景基準 区域のまちなみに調和した修景の場合
- ③ 保存基準 保存建造物の修復の場合

金沢の歴史的文化資産である寺社等の 風景の保全に関する条例

略称: 寺社風景保全条例

寺社風景保全基準

行為の届出

助言、指導、勧告

寺社風景保全区域

寺町寺院群区域 62.8ha

小立野寺院群区域 114.6ha



出典: 金沢市資料

□ 金沢市－金沢城の復原と百万石まつり

(出典：金沢市資料)

加賀百万石の城下町である金沢市では、特別名勝兼六園とあわせ、平成13年に金沢城公園が開園し、園内に復原された菱櫓等の歴史的建造物が金沢の新たなシンボルとなって、地域の活性化に貢献している。

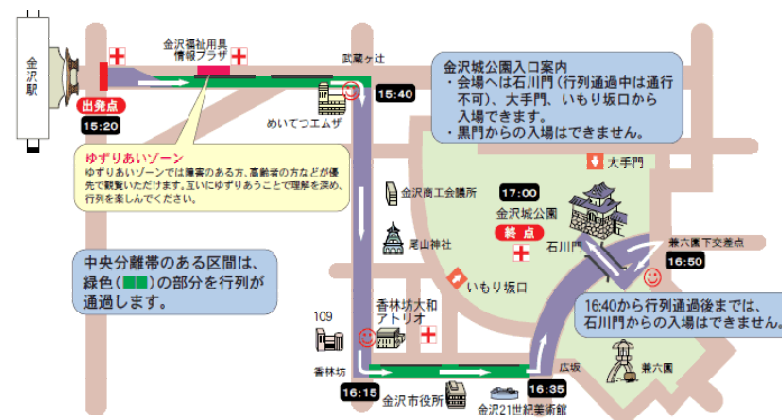
- ・金沢城と国指定特別名勝兼六園は、加賀百万石を代表する文化施設として、賑わいを創出している。
- ・また、金沢市でも歴史的な寺社景観や堀、斜面緑地、街並みなどを独自条例で保全。
- ・H18から金沢百万石祭りで城内入場を実施し城内でのイベントを実施したところ、交流人口が増加



百万石まつり城内イベント



百万石まつり大名行列



特別名勝 兼六園

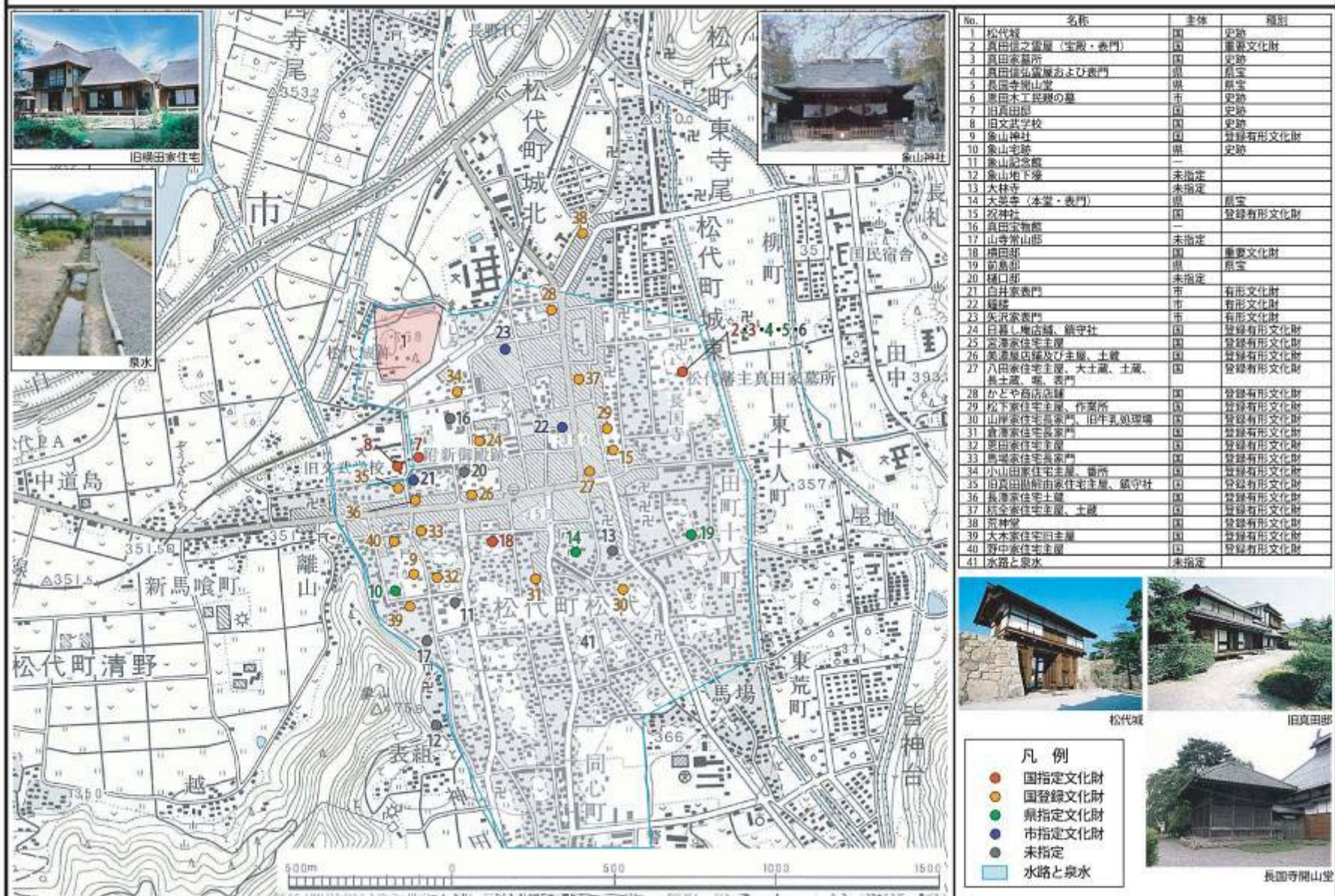


五十間櫓・菱櫓(復原)20

金沢市・百万石祭りの参加者

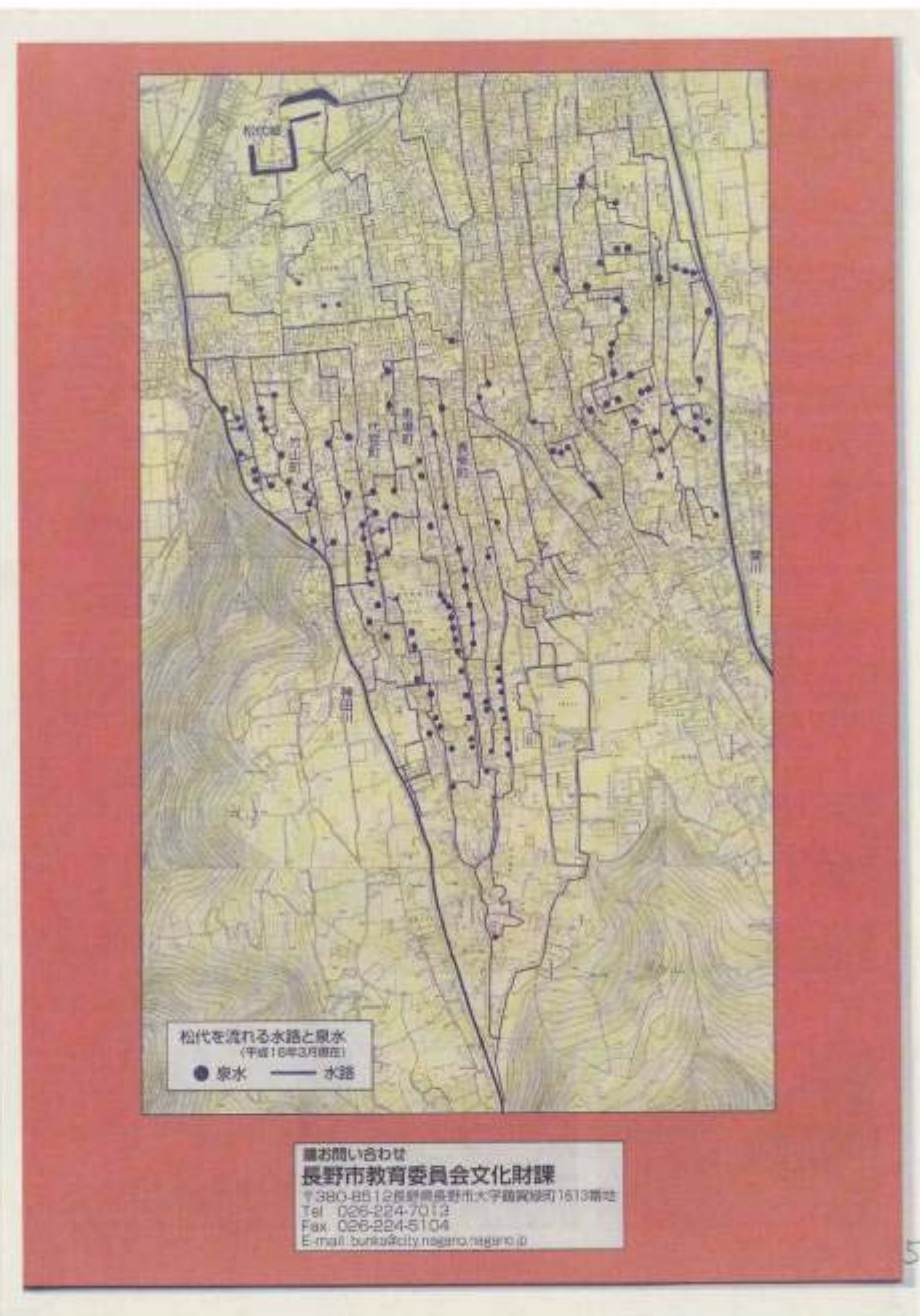
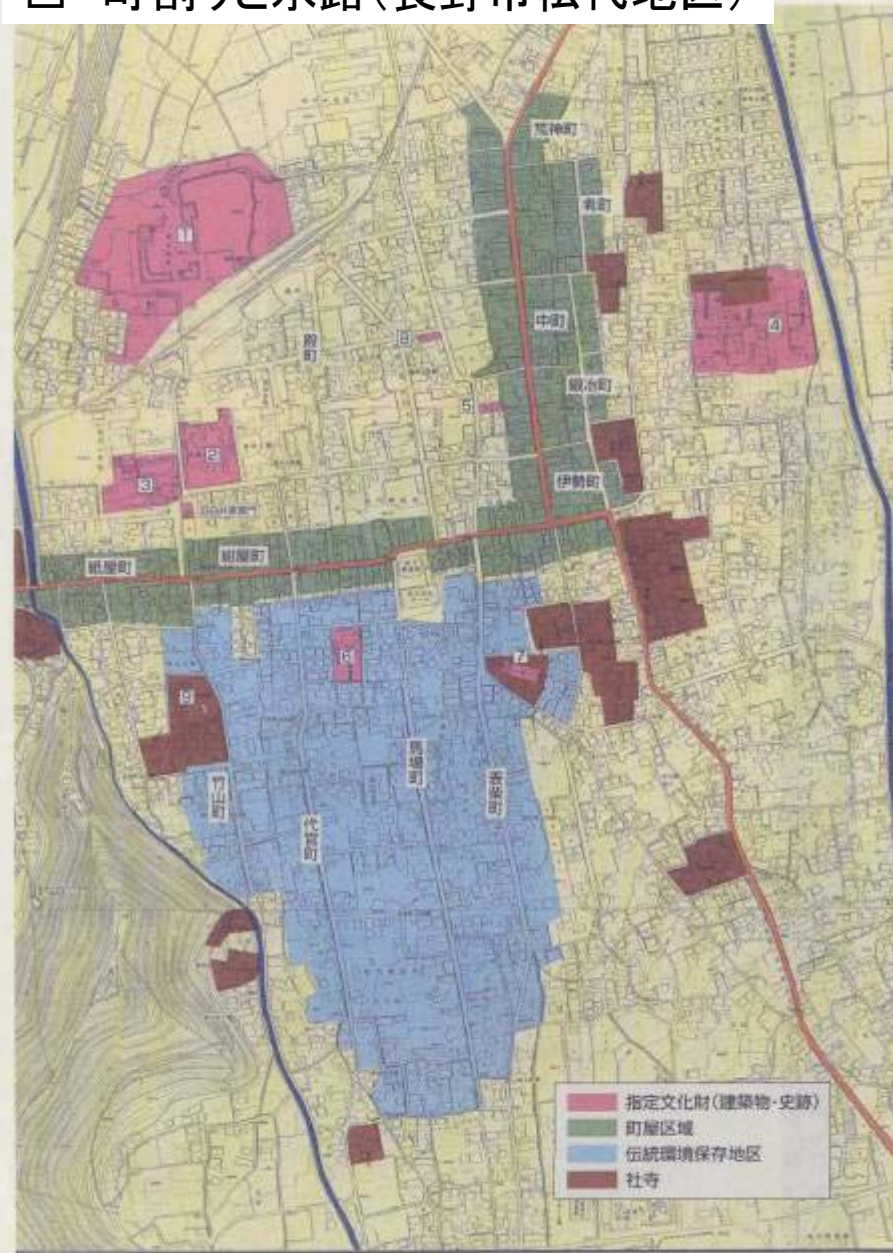
48万人(H13-17) → 58万人(H18-19)

『歴史的風土・文化を活かしたまちづくり』 長野県長野市 松代地区



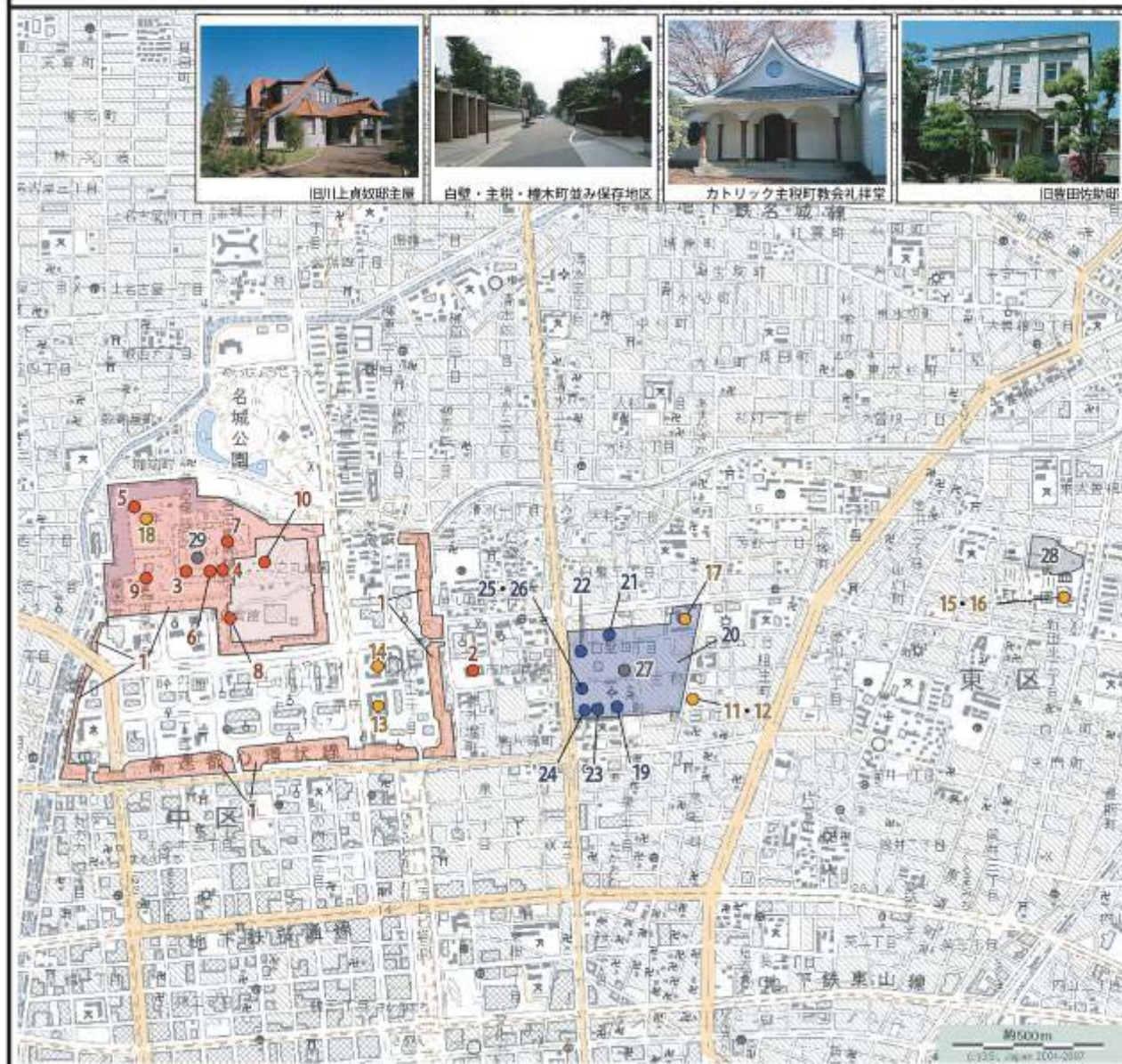
出典:松代市資料

□ 町割りと水路(長野市松代地区)



出典:長野市資料

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』 愛知県名古屋市



旧川上貞致邸主屋



白壁・主税・櫓木町並み保存地区



カトリック主税町教会礼拝堂



旧豊田佐助邸

No.	名称	主体	種別
1	名古屋城跡	国	特別史跡
2	旧名古屋控訴院地方裁判所区 裁判所庁舎（名古屋市市政資料館）	国	重要文化財
3	名古屋城（西南隅櫓）	国	重要文化財
4	名古屋城（東南隅櫓）	国	重要文化財
5	名古屋城（西北隅櫓）	国	重要文化財
6	名古屋城（表二の門）	国	重要文化財
7	名古屋城（旧三之丸東二之門）	国	重要文化財
8	名古屋城（二之丸大手二之門）	国	重要文化財
9	名古屋城の方丈	国	天然記念物
10	名古屋城二之丸庭園	国	名勝
11	旧川上貞致邸主屋 （文化のみち二重櫓）	国	登録有形文化財
12	旧川上貞致邸蔵	国	登録有形文化財
13	愛知県庁本庁舎	国	登録有形文化財
14	名古屋市役所本庁舎	国	登録有形文化財
15	徳川美術館本館	国	登録有形文化財
16	徳川美術館南翼庫	国	登録有形文化財
17	金城学院高等学校築光館	国	登録有形文化財
18	乃木倉庫	国	登録有形文化財
19	井元家住宅（文化のみち櫓木館）	市	指定有形文化財
20	白壁・主税・櫓木町並み保存地区	市	（町並み保存地区）
21	旧豊田家門・塙	市	（都市景観重要建築物）
22	旧料亭 櫓	市	（都市景観重要建築物）
23	伊藤家住宅	市	（都市景観重要建築物）
24	大森家住宅	市	（都市景観重要建築物）
25	カトリック主税町教会礼拝堂・司教館	市	（都市景観重要建築物）
26	カトリック教会のケヤキ	市	（都市景観保存樹）
27	旧豊田佐助邸	未指定	
28	徳川園	未指定	
29	名古屋城本丸御殿跡	未指定	



名古屋城跡



名古屋城（西南隅櫓）



名古屋市市政資料館



徳川園

凡 例	
●	国指定文化財
○	国登録文化財
●	県指定文化財
●	市指定文化財
●	未指定
—	国指定史跡
—	国指定史跡（未告示）
—	伝統的建造物群 保存地区
—	町並み保存地区

出典：名古屋市資料

□ 景観形成総合支援事業(名古屋市)

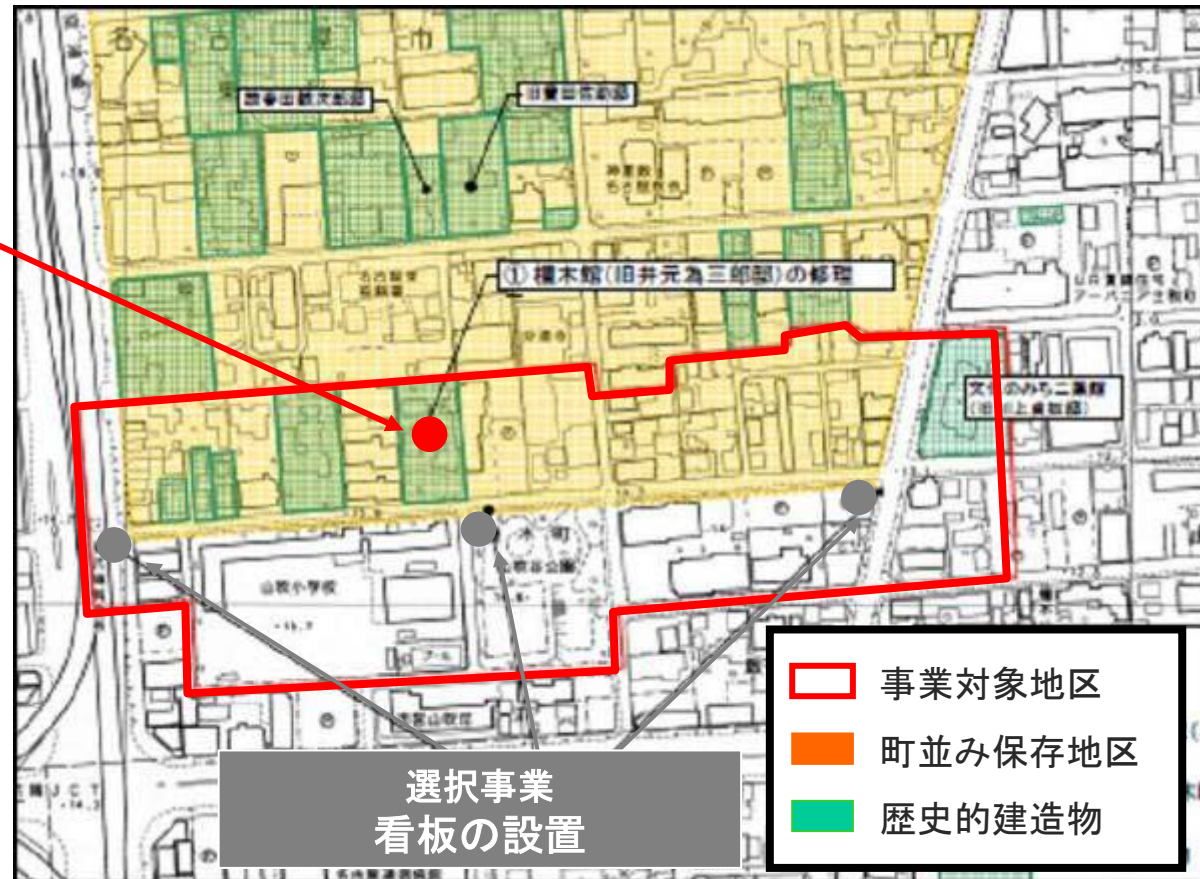
出典:名古屋市資料

必須事業 「榑木(しゅもく)館」の修理



「榑木館(旧井元為三郎邸)」の修理(内装を含む)

- ・ 耐震設計及び実施設計
- ・ 屋根の葺替や老朽箇所の修理、耐震補強などの保存修復工事
- ・ 建具、壁材等の修理

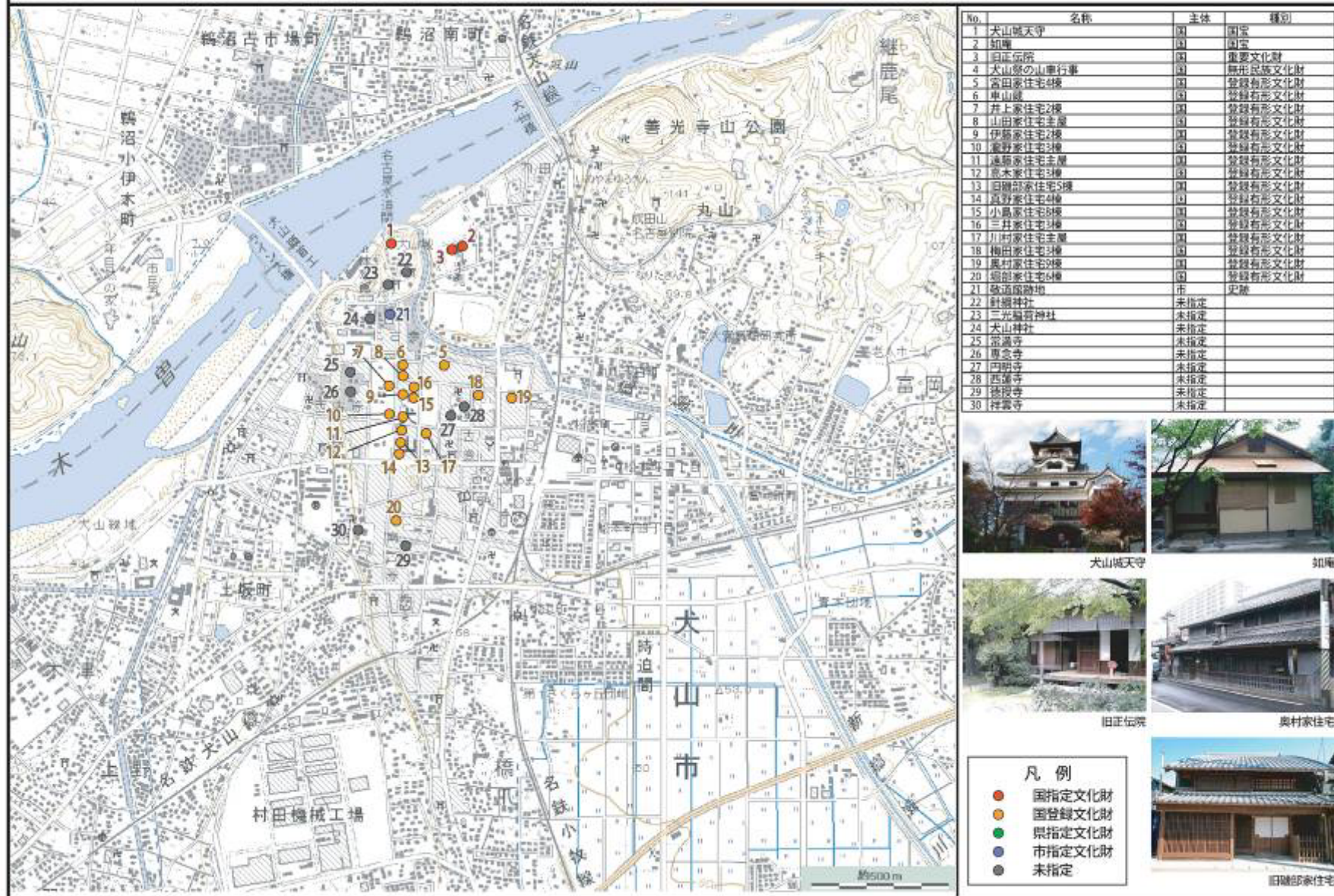


○市が所有する景観重要建造物に指定予定の歴史的建造物「榑木館」を中心に、事業区域を設定。

○必須事業として「榑木館」の修理を行い、「まちづくりと文化活動」の拠点としての活用を計画。

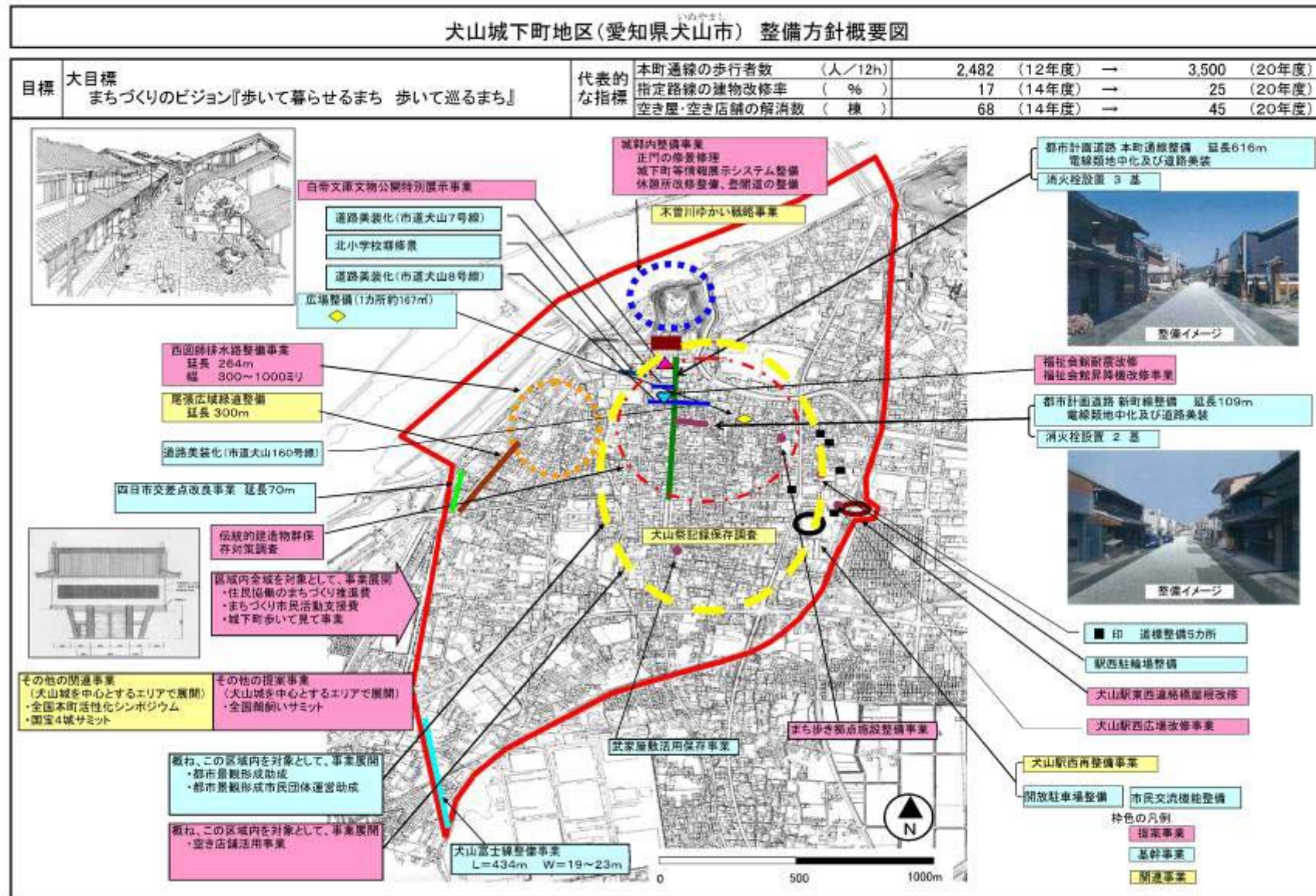
○併せて区域内に歴史的建造物の案内看板を設置し、観光客の地域回遊を促進。

『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』 愛知県犬山市 城下町地区



出典:犬山市資料

□ まちづくり交付金事業(犬山市の例)



出典: 犬山市資料

□ 歴史的な建造物等の活用事例（愛知県 犬山市）

旧磯部家住宅（国登録有形文化財）



江戸期の建築様式を持つ木造家屋。犬山市が購入、整備し、2006年よりまちづくり拠点施設として活用されており、奥土蔵、展示蔵、和室はギャラリーとして利用されている。

旧奥村家住宅（国登録有形文化財）



奥村家住宅の主屋は、つし二階、塗屋構造で、かつて豪商の構えを今に伝えている。現在はフランス料理店として活用されている。

式番屋（1号館）



犬山城下町本町通りにある「式番屋（1号館）」は、町家を改修・改築し、TMO「犬山まちづくり株式会社」の事務所やテナント施設等に活用されている。

行灯と緋毛氈



本町通りの通り沿いの各戸では、緋毛氈を敷いた床机の上に行灯を置き、通りのにぎわいを演出している。

□ 川上別荘（岐阜県 各務原市）



晩松園と庭園



みどり豊かな庭園



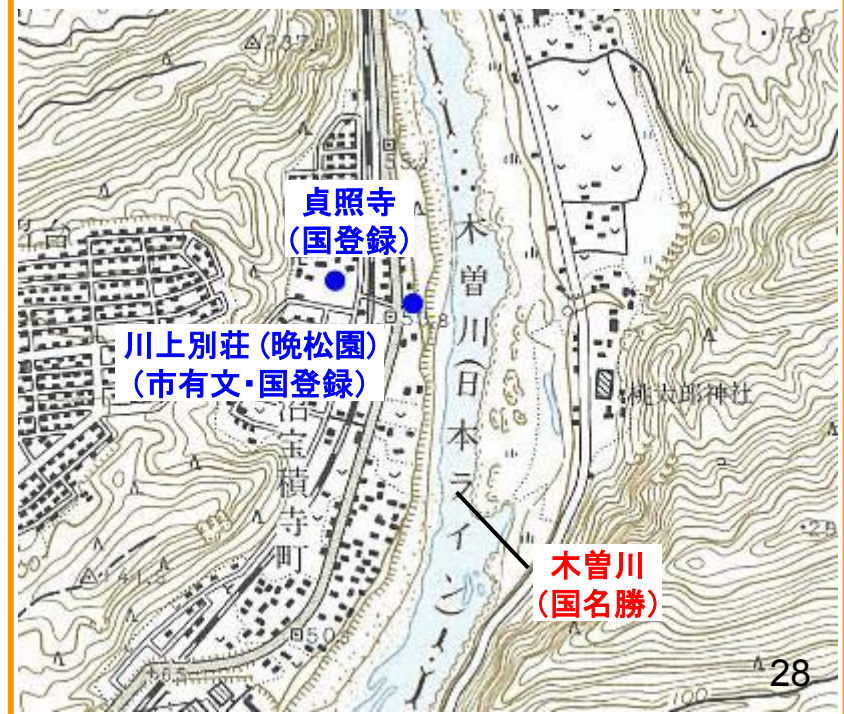
庭園より木曾川を臨む



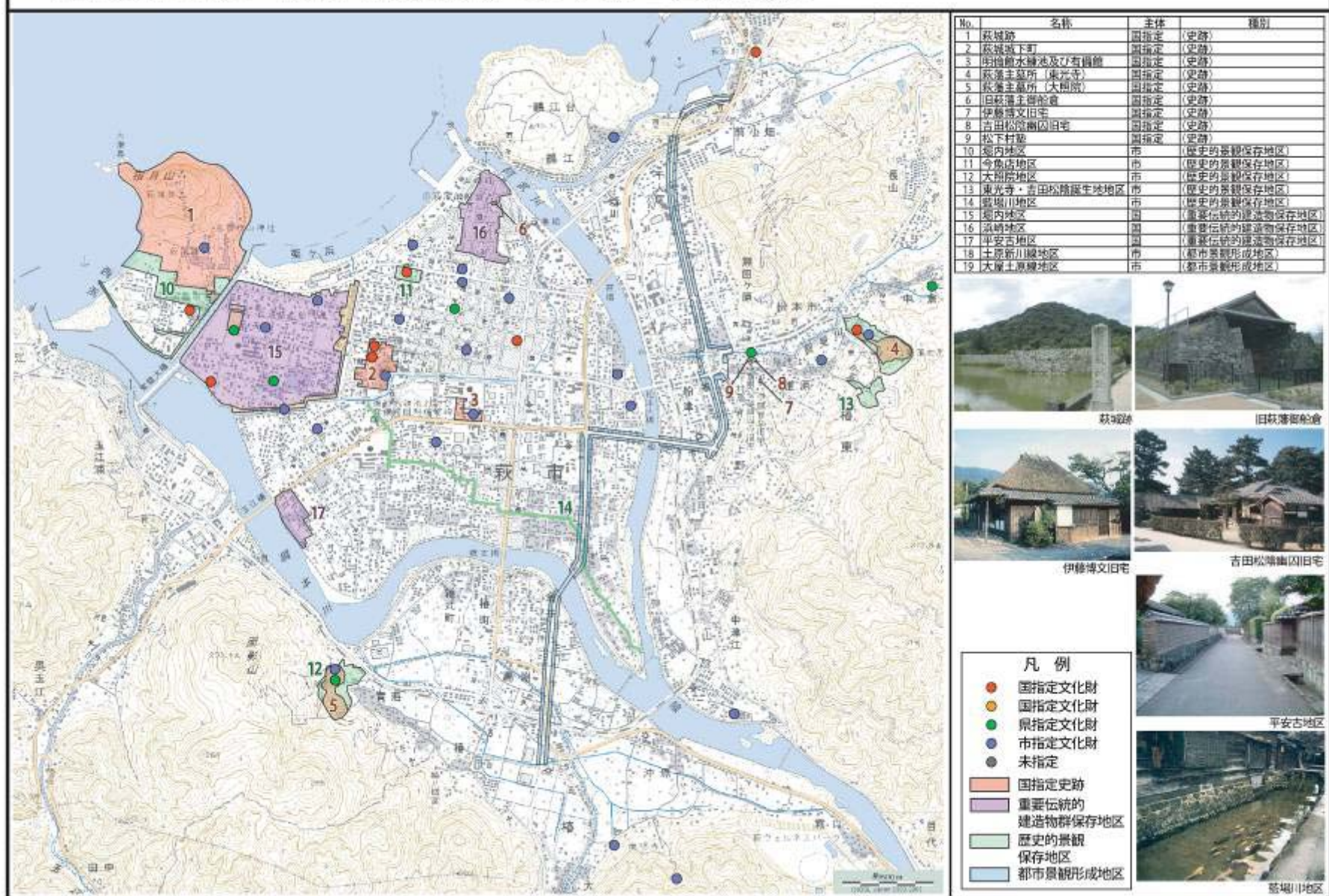
隣接地に復元された
新後藤別荘

川上別荘(晩松園)は、日本最初の女優・川上貞奴が昭和8年(1933年)に建てた別荘。鉄瓦で葺かれた屋根や凝った内部装飾などが、ほぼ創建当初の姿で保存されており、貞奴の暮らしぶりを窺い知ることができる。

2階建ての数奇屋造り・わらぶきの民家風の建造物で、敷地面積約5千㎡、建坪約5百㎡。隣接地には文化庁の指導を受けて新後藤別荘が復元され、現在、結婚式場やレストラン等の施設として活用されている。



『歴史資産を保全・再生・活用したまちづくり』 山口県萩市



出典:萩市資料

□ 萩まちじゅう博物館条例

江戸時代の町割りが残る城跡や町屋、維新の志士の旧宅などの資源を「おたから」として位置づけ、「萩まちじゅう博物館」として、かけがえのない「萩のおたから」を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうとする新しいまちづくりの取り組みを進めている。

- ・萩市の「おたから」とは、文化財はもとより、後世に伝えるべきまちじゅうの歴史や文化、自然や民族など、物語を持つものをおたから＝都市遺産として位置づけ、萩のまち全体を博物館として、まちなかを歩くことにより物語を知ることができるようになっている。
- ・運営主体としてNPO法人萩まちじゅう博物館がH16に設置され、博物館の運営やイベントの企画、観光客ガイドなど様々な取り組みをすすめている。



- ・市民活動団体が中心に、地域のおたからの発掘と活用を進めている。



国指定史跡 萩城城下町



- ・浜崎地区伝統建造物群保存地区では、おたから博物館というイベントを開催し、9000人でにぎわった。

○ 築城400年などを記念した城郭建造物の復原整備

熊本市では築城400年を記念し、「熊本城築城400年祭」(平成19年1月～平成20年5月)の開催を通じ、継続的に熊本の魅力を発信する事業として、また経済界、文化関係者等熊本の英知を結集し、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業を展開。

佐賀市では佐賀県100年を記念し、仮称「歴史資料館」建設地として本丸跡地が決定し、文化財調査の結果、礎石などが良好に残されていることから、天保期の本丸御殿を復元。平成16年より佐賀城本丸歴史館として公開。



戌亥櫓(いぬいやぐら)
平成15年8月完成



佐賀城本丸歴史館
と共に観光拠点と
して活用



本丸御殿復元予想図
平成20年4月より一般公開予定
資料提供:熊本城総合事務所



未申櫓(ひつじさるやぐら)
平成15年8月完成



佐賀城本丸歴史館内の展示

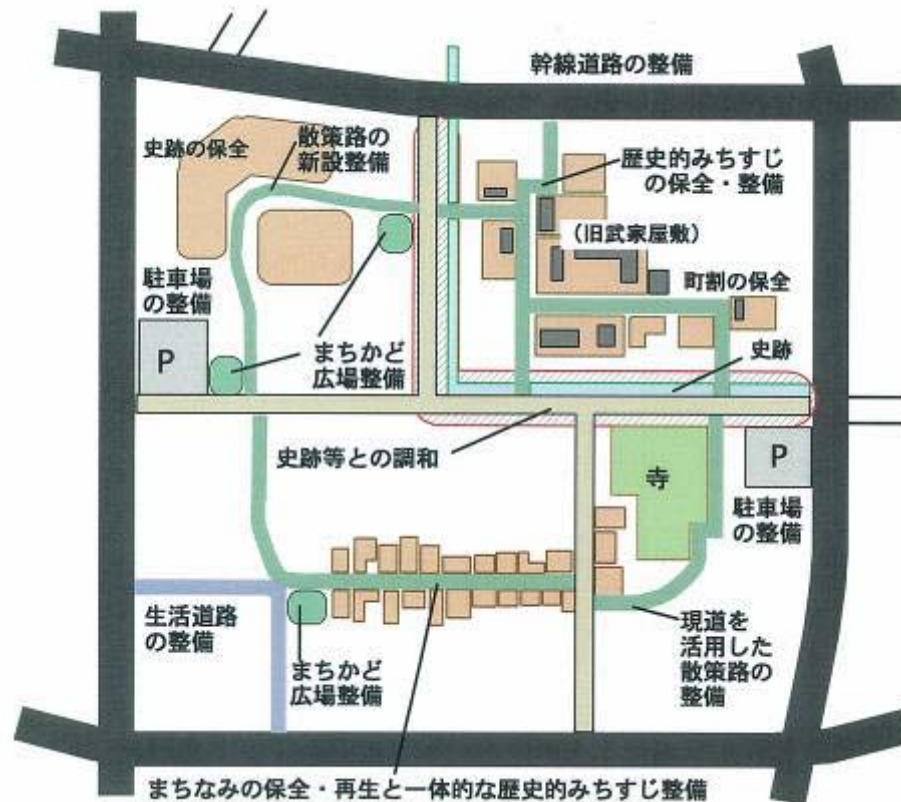


歴史館周辺

○ 歴史的地区環境整備街路事業

歴史的地区環境整備街路事業とは

歴史的地区環境整備街路事業とは、歴史的価値のある地区について、通過交通の迂回を主目的とする幹線街路の整備にあわせ、歴史のみちすじを含む地区内道路の体系的整備を行うこと等により、歴史的環境を保全しつつ、面的な街路整備を実施するもの。



都市計画道路が古い街並みを貫通してた都市計画を変更して、地区内に幹線道路を通さずに、地区周囲に幹線道路を整備。これにより、自動車と歩行者の分離を図り、地区内を歩いて移動が可能となった。



事業箇所数:83地区 うち23地区事業完了

(3) 歴史的建造物等の喪失

○歴史的建造物等の喪失状況

□ 石川県金沢市中心部

歴史的建築物：約10,900棟(1999年)→約9,500棟(2004年) (▲12.6%)

※調査：金沢市資産税課



□ 山口県萩市旧城下町地区

伝統的建造物：1,604棟(1998年)→1,434棟(2004年) (▲10.6%)

その他伝統要素(塀、垣等)：3,825件(1998年)→3,460件(2004年) (▲10.0%)

※調査：九州大学大学院芸術工学研究院環境計画部門

歴史的文化的資産(建築物、工作物、塀、垣、自然物等)

：6,449件(1998年)→5,864件(2004年) (▲9.1%)

※出典：萩市データ



□ 東京都台東区

住宅・店舗兼住宅などの戦前の住まい：537棟(1986年)→369棟(1999年) (▲31.3%)

※調査：東京芸術大学・台東区(H14)

□ 京都府京都市（中京区、下京区の一部）

京町家：7,308件(1996年)→5,992件(2003年) (▲18.0%)

※出典：京都市データ

○ 歴史的建造物等の喪失事例

□ 北海道函館市 文化服装学院(T10年建築)

出典：函館市資料



伝統的建造物群
保存地区にあった
木造2階建。S63
年に解体。

□ 山形県山形市 繁田園茶舗(S10年建築)

出典：山形市資料



建物の内外に当時
からの風情をとどめ
て営業していた。国
道112号の拡幅(霞
城改良事業)に伴
い、H18年に解体。

□ 愛知県名古屋市 料理旅館大観荘(T12年頃建築)

出典：名古屋市資料



解体前 → 建替後

旧遊廊。都市景観重要建
築物に指定されていたが、
所有者の意向による解体
に伴い解除。



□ 富山県高岡市

出典：高岡市資料



隣接する金融機
関が自家用駐車
場を整備するた
めに、物件を取得し、
除却したため、歴
史的風致が喪失さ
れた。その後、木
堀などで修景され
た。
平成18年5月に除
却された。³⁴

○ 歴史的建造物等の喪失危惧事例

□ 秋田県仙北市

旧大島商会建物



都市計画道路の拡幅整備に伴ない、壊失が危ぶまれている歴史建造物。
現在は花屋として活用されており、曳屋工法に寄る保存が検討されている。

出典：仙北市資料

□ 滋賀県大津市



中世の堅田豪族の居初氏の邸宅（個人所有）。邸宅の庭園は国指定名勝。
邸宅は天和元年（1681）に完成されたと考えられ、町屋に数寄屋造を取り入れた初期の遺構として重要であるが、現在転売の危機にある。

出典：大津市資料

□ 山口県萩市



元造り酒屋の土蔵は既に解体。主屋については活用されているが、文化財、景観重要建造物等の指定はなく、いつ解体されるかわからない。

出典：萩市資料

○ 不釣り合いな現代的建造物の建築

□ 北海道函館市

出典：函館市資料

都市景観形成地域(歴史的景観地域)周辺に建つ8階建マンション(S62年建築)



当該地区は、高度地区で函館山山麓地域の市街地における住環境の維持を図るため、当該地域に建築物の高さの最高限度を定めている。

□ 滋賀県大津市

出典：大津市資料

蘆花浅水荘本屋(重要文化財)周辺のマンション



玄関の奥に既存のマンションが見える。さらに、平成19年2月隣接地に高層マンションの建設計画が持ちあがり、現在工事が着工されている。

□ 石川県金沢市

出典：金沢市資料

県指定文化財「石川県町民文化館」の背後に建つ高層マンション(尾張町)



当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。



国重要文化財「尾崎神社」沿道正面のマンション

当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。



長町武家屋敷群跡の背景に見えるビル

当該地は、高度地区で31mまでの建築が可能。

(4) 歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況に関するアンケート調査

○ アンケート対象都市

(平成19年6月)

類型 地域		中心都市					100選都市		合計 (重複除く)
		政治中心都市			文化中心都市		特別枠	100選	
		宮都・幕府都市	国府・要地都市	城下町都市	文化財都市	神道都市			
北海道								函館市、小樽市	2
東北			多賀城市	弘前市	平泉町、 松島町			弘前市、黒石市、平泉町、仙台市、塩竈市、 名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、 七ヶ浜町、仙北市	11
関東			石岡市		日光市	鹿嶋市	日光市	水戸市、川越市、千代田区、中央区、港区、 新宿区、文京区、台東区、横浜市、小田原市、 葉山町、大磯町、箱根町	16
中部	北陸 甲信越		佐渡市、 高岡市、 小浜市	金沢市、 加賀市、 小浜市		諏訪市		佐渡市、高岡市、金沢市、加賀市、福井市、 小浜市、勝山市、越前市、永平寺町、長野市、 松本市、塩尻市、軽井沢町、小布施町	15
	東海		高山市、 磐田市		多治見市	伊勢市		岐阜市、高山市、美濃市、恵那市、各務原市、 飛騨市、郡上市、富士宮市、名古屋市、 犬山市、伊勢市、亀山市	14
近畿		安土町、 木津川市、 五條市、 吉野町	南丹市、 大山崎町		宇治市、 加古川市、 葛城市、 宇陀市、 岩出市、 高野町		宇治市、 姫路市、 五條市、 吉野町	彦根市、近江八幡市、東近江市、宮津市、 木津川市、大阪市、堺市、富田林市、神戸市、 豊岡市、篠山市、生駒市、葛城市、宇陀市、 和歌山市、高野町	25
中国			倉吉市、 松江市	松江市、 萩市	出雲市、 廿日市市	松江市、 出雲市	広島市、 廿日市市	倉吉市、松江市、大田市、津和野町、岡山市、 倉敷市、高梁市、呉市、尾道市、福山市、 下関市、山口市、萩市、岩国市	17
四国			坂出市					美馬市、高松市、琴平町、松山市、内子町、 愛南町	7
九州		朝倉市	太宰府市、 壱岐市、 西都市		豊後高田市、 宇佐市	宗像市、 宇佐市	那覇市、 うるま市、 読谷村、 北中城村、 中城村	北九州市、福岡市、大野城市、太宰府市、 宇美町、佐賀市、唐津市、基山町、長崎市、 熊本市、御船町、別府市、臼杵市、日南市、 日向市、鹿児島市、知覧町	28
合計		5	15	6	14	8	12	106	37135

※ 110都市(回収率81.5%)から180票(回収率80.7%)を回収

◎ 核となる歴史的・文化的資産について

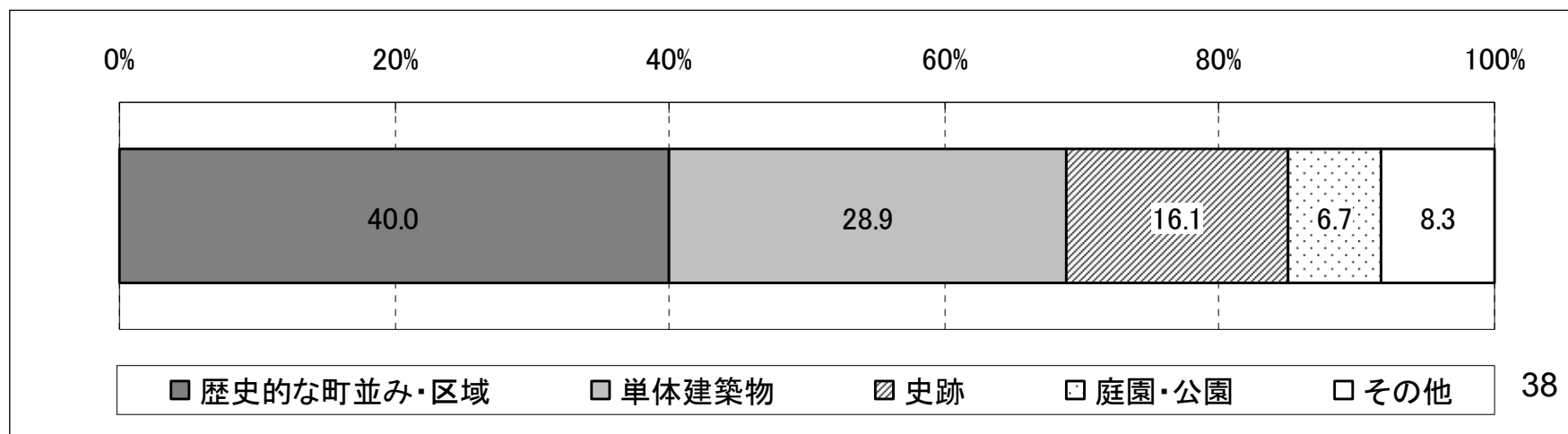
○核となる歴史的・文化的資産の設定と類型

核となる歴史的・文化的資産は、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれた資産、国指定文化財(国宝、特別史跡、特別名勝、重要伝統的建造物群保存地区)をもとに、1都市につき1～4資産を設定。

核となる歴史的文化的資産の類型区分

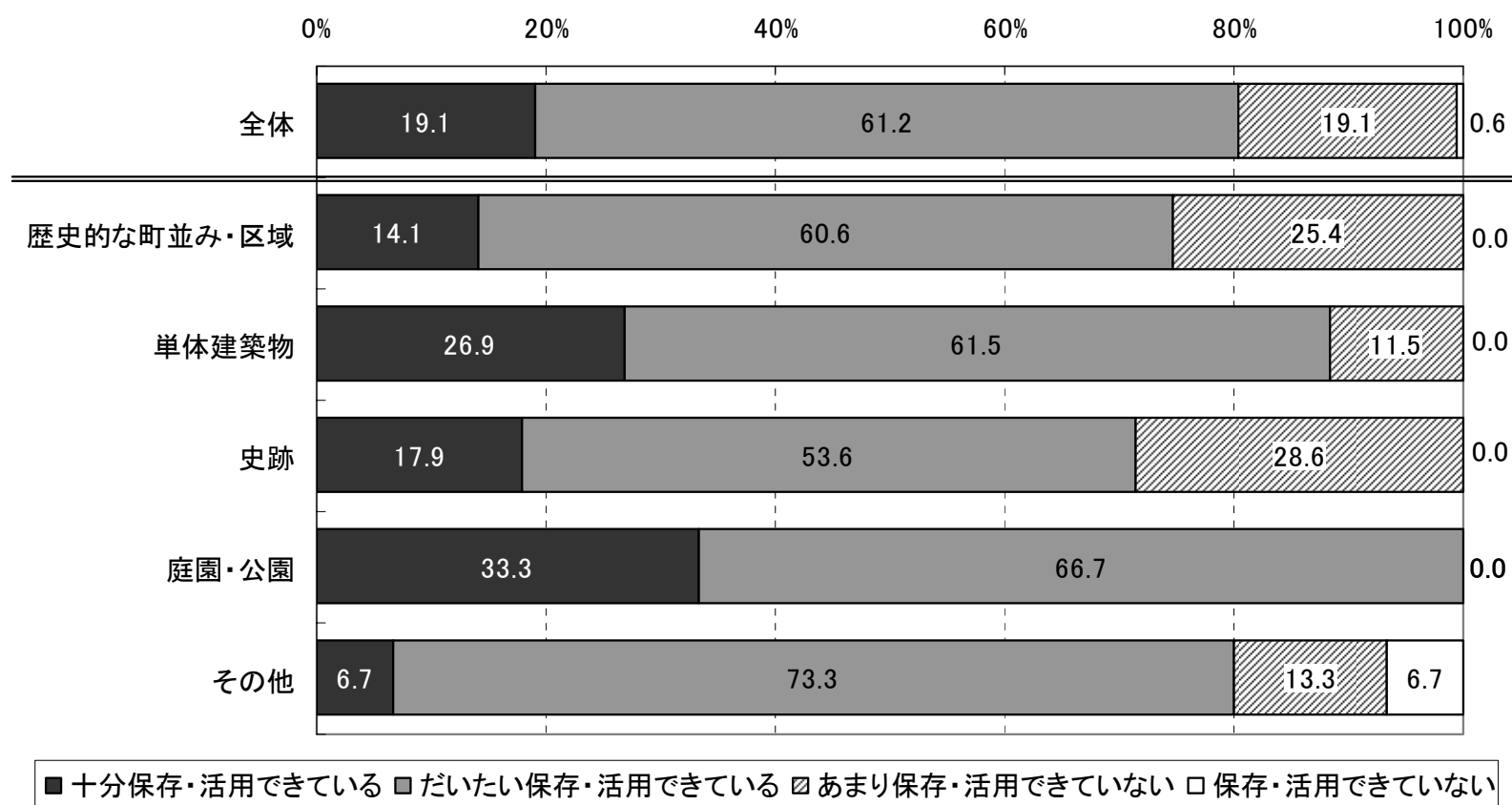
- ①歴史的町並み・区域 : 町並みや地区等の一定の広がりを有する資産
- ②単体建築物 : 社寺・旧宅・町家・城郭等の単体の歴史的建築物
- ③史跡 : 城址や国庁跡、古墳などの遺跡・遺構等
- ④庭園・公園 : 庭園や公園等の園地
- ⑤その他 : 独立峰や河川等の自然、街道、堀割・水路、橋梁等

○ 核となる資産の類型 (合計180資産)



○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用状況に対する評価

その都市において核となる歴史的・文化的資産は、面的な町並み・区域という回答が4割を閉めたにもかかわらず、広範囲に広がり、私有地面積も多い歴史的な町並み・区域と史跡は、単体施設に比較して「十分保存・活用できている」という回答が少ない。



○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に関与して欲しい項目

全体：公共及び民間による維持・管理・運営等への補助・助成の要望、公有化のための補助の要望が多い。⇒財政的な支援要望が多い

歴史的な町並み・区域では所有者に対する意識啓発の支援、税制措置の要望も多い。
単体建築物は補助手続きの簡略化、その他は調査の実施・支援等の要望も多い。

(単位：%)

	「古都」への指定	買い取り・国有化	公有化のための補助	公共による維持・管理等への補助	税制措置 (免除・優遇措置など)	法制度の充実・改正	補助制度の手続きの簡略化	調査の実施・支援等	民間技術者の育成	民間による維持・運営等への助成	資産の価値の伝達・広報	所有者に対する意識啓発	行政職員の意識啓発・技術向上	その他	特になし
歴史的な町並み・区域	0.0	14.7	32.4	48.5	25.0	19.1	19.1	19.1	10.3	44.1	16.2	25.0	13.2	5.9	0.0
単体建築物	2.0	4.0	4.0	20.0	4.0	8.0	24.0	16.0	8.0	16.0	8.0	8.0	8.0	12.0	2.0
史跡	4.2	12.5	25.0	54.2	12.5	4.2	12.5	4.2	0.0	0.0	4.2	0.0	8.3	20.8	4.2
庭園・公園	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0
その他	6.7	13.3	20.0	53.3	0.0	6.7	6.7	33.3	6.7	26.7	6.7	6.7	13.3	0.0	6.7
合計	1.8	10.2	19.8	38.9	13.2	11.4	17.4	16.8	7.2	26.3	10.8	13.8	10.8	9.6	40.3

○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に関与して欲しい項目 (自由記述)

具体的な内容について記述があった回答の主なもの

1. 買取り、国有化
 - ・所有者の高齢化、世代交代による消失、空き家化、商業目的の売却への対策として有効。
 - ・民間施設であり、維持管理に強制力が発生しない。
2. 公有化のための補助
 - ・史跡等購入費補助の創設、補助率の維持、アップ。
 - ・個人での維持管理が不可能な建造物の公有化への補助。
 - ・史跡外の公有化に対する補助制度の確立。
3. 維持・管理等に対する補助
 - ・行政と民間や企業、NPOなどが共同で、建物の保存活用事業を推進するための助成。
 - ・特別交付税の措置があるものの、担当課の裁量になっていない。
4. 税制措置(免除・優遇措置など)
 - ・相続税やまちづくり会社等へ譲渡した場合等の優遇。
 - ・景観重要建造物、国登録有形文化財に係る相続税、固定資産税の優遇措置。
 - ・企業の保有課税に対する優遇。
 - ・買収に係る収用法の適用、譲渡所得税特別控除の適用。
5. 法制度の充実・改正
 - ・建築基準法を改正し、木造の構造物を建てやすくしてほしい。
 - ・景観法第16条第2項(届出事項の変更)に該当する罰則の強化と広報。
 - ・軒裏防火等の基準、4m未満道路の接道義務及び後退規制、軒の道路内への越境など建築基準法の規制緩和。
 - ・景観重要建造物の保存活用に対する建築基準法の緩和規定の充実。
 - ・国登録有形文化財の建築基準法の適用除外。

6. 補助制度等の手続きの簡略化

- ・国指定重文の修復等の際しての補助申請手続きの簡略化。
- ・建築基準法の現状変更に係る手続きを簡略化してほしい。
- ・間接補助の手続きの簡略化。
- ・補助事業の現行変更申請の免除。

7. 調査の実施・支援等

- ・歴史的・文化的資産の消失を防止するための日常的な調査。
- ・史跡指定に向けた調査に係る専門家の派遣、調査方法などの指導。
- ・建造物に限らず城下町全体の学術調査の実施。
- ・文化財の価値を十分に把握するための詳細な調査に対する補助や支援。
- ・歴史公園整備に係る事前の発掘調査に対する補助。

8. 民間技術者の育成

- ・伝統的建造物の施工技術向上のため、マイスター制度を確立してほしい。
- ・行政職員と民間人が一体となって、技術の育成ができるような研修システムの確立。

9. 民間による維持・管理等への助成

- ・外観補修に対する助成。
- ・環境美化、愛護運動、ボランティア団体活動の推進。

10. 所有者に対する意識啓発

- ・所有者よりも、地域住民に対する啓発、訪問者への理解。
- ・痛んだものも、修理でこんなに良くなるという事例をたくさん見る機会。
- ・代替わりによる新しい所有者への意識啓発の支援。

11. 行政職員の意識啓発・技術向上の支援

- ・研修会等への支援。
- ・情報を得る機会。

4 今後の古都行政のありかた

○政令指定基準

(昭和41年5月30日 第二回歴史的風土審議会)

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する

(第一要件) 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地（9都市）又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地（大津市の事例）であった都市であること。

(第二要件) 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

(第三要件) 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

○第45回歴史的風土審議会意見具申

(平成10年3月19日)

現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われてきた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国的に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

○近年の政令指定都市の指定理由

古都指定の経緯

年 月 日		古都指定都市
昭和41年 1月13日	法指定	京都市、奈良市、鎌倉市
昭和41年 7月 4日	政令指定	天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村
平成12年 1月19日	政令指定	逗子市
平成15年10月10日	政令指定	大津市
合計10都市（うち政令指定7都市）		

都市名	指 定 理 由
逗子市	・「鎌倉における歴史的風土」の再検討にあたって、地形、植生状態や眺望等の景観上の一体性の観点から、保存区域の拡大が必要とされた。
大津市	・仏教文化の面において「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」であったと認められた。わが国の政治の中心地としては長期とはいいがたいが、内政、外交両面での重大局面たる改革期において「わが国往時の全国的な政治の中心地」であったことも、加えて斟酌された。 ・近江大津京について、昭和40年代中、後半から50年代にかけて発掘調査が進み、昭和54年以降順次史跡指定されるなど、その内容が大分明確になった。 ・平成10年の意見具申における新たな指定の考え方を適用。

5. 歴史まちづくり法案の概要

(文部科学省(文化庁)・国土交通省・農林水産省共管、予算関連法案)

市町村は、文化財行政とまちづくり行政の協働により、文化財を中心として形成される歴史的な風情や情緒(歴史的風致)を活かしたまちづくりを推進し、国が地域の取組みを積極的に支援することにより、国及び地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図る。

(正式法案名: 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案)



歴史まちづくり（歴史的風致の維持及び向上）の必要性

歴史的風致

☆ 歴史的価値の高い国民共有の文化的な資産

+

☆ 地域の歴史・文化を反映しつつ、営まれる人々の活動

古都保存法

文化財保護法

景観法・都市計画法

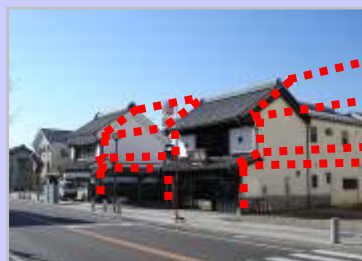


←…保全…→

著しく損なわれるものを回復できない



町家の全面を覆う看板

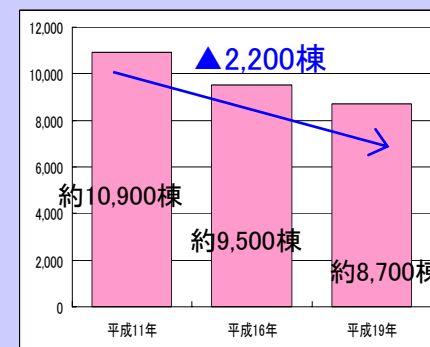


町家が壊され、空き地に

金沢市のまちなかの現状

8年間の間に、約2,200棟（全体の約20%）の歴史的建築物が失われている。

（出典：金沢市資産税課）



歴史まちづくり（歴史的風致の維持及び向上）を積極的に支援

文化財行政（文化庁）

文化審議会で「文化財と周辺環境を一体として捉え、保存・活用すること」を提言

まちづくり行政（国土交通省・農林水産省）

社会資本整備審議会で「古都保存行政の理念の全国展開」を提言



制度の特徴：

意欲的な
全国の市町村を対象

文化財を核とした
市街地を対象

市町村のまちづくりの
取組を支援

○「歴史的風致」の定義に係る参考

「都市の風致」・・・都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観といえる。従って、本制度（風致地区制度）の対象となる地区は、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。
（都市計画運用指針）

「伝統的建造物群」・・・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（文化財保護法第2条第1項第6号）
伝統的建造物群保存地区・・・伝統的な町並みの景観を保存すると同時に、今の時代に力強く生きる“現役”の生活の舞台として整備し、次代に伝えていこうとする活動を、国が後押しする制度です。
（文化庁パンフレットより）

「歴史的風土」・・・わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況
（古都保存法第2条第2項）

「文化的景観」・・・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできな⁴⁸いもの
（文化財保護法第2条第1項第5号）

歴史的風致の維持及び向上によるまちづくりの取組みの全国展開

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 (S41)

- ◇ わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する古都における歴史的風土を、土地利用規制や損失補償・土地買入れにより現状保存を実施
- ◇ 京都市、奈良市、鎌倉市など政令で指定する10都市に適用

《社会資本整備審議会古都保全行政の理念の全国展開小委員会報告書(H18.6)》

古都以外にも優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在

- 「3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて
- (1) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくり
- さらに、国は、現行の古都以外の都市であっても、国民共有の財産として保存・継承すべき歴史的な風土については、国と地方の役割分担に配慮しつつ、歴史的な風土の価値や置かれている状況等を踏まえ、国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべきである。」

古都保存行政の理念の全国展開へ

《文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(H19.10)》

- Ⅲ.文化財を総合的に把握するための方策
1. 関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえるための方策
- (2) 具体的な方策:文化財の総合的な把握と保存・活用により地域の歴史・文化を保護する枠組みづくり
- …地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組みを国が支援する具体的な仕組みが必要である。…
- (イ) 歴史的な基本構想に対する支援の方策など
- 地方公共団体が、歴史文化基本構想を策定するに当たり、国は、望ましい基本構想の策定のための指針の提示や、…優れた基本構想やそれに基づく保護のための取組みについて顕彰及び幅広い情報発信などを通じて、基本構想の策定の支援をする必要がある。

歴史まちづくり法の制定を通じ、国は市町村の取組みを適切に支援

歴史まちづくり法案（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案）の概要

- **歴史的風致**とは、
歴史的価値の高い神社、寺院、城跡等の**国民共有の文化的な資産**と、地域の**歴史・文化を反映しつつ営まれる人々の活動が一体**となって形成される**良好な市街地の環境**

歴史まちづくりを進める市町村の認定

- 市町村の申請を受け、国としての基本方針に基づき、文科大臣、国交大臣及び農水大臣が計画を認定
- 屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委任
- 協議会や支援法人(NPO等)を活用し、地域の意向や知恵を施策に反映

市町村全域の方針、重点区域、具体の施策を定めた計画を文化財行政とまちづくり行政が協働して推進

重要文化財等と一体で歴史的風致を形成する 建造物の復原・再生を支援

- 市町村が建造物を指定し、届出勧告制・市町村等の管理代行により保全
- 申出により、管理や修理について文化庁が技術的指導
- 郊外における復原を迅速に行うことを可能とする開発許可の特例を措置
- 農用地域内の開発許可に係る許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例を追加

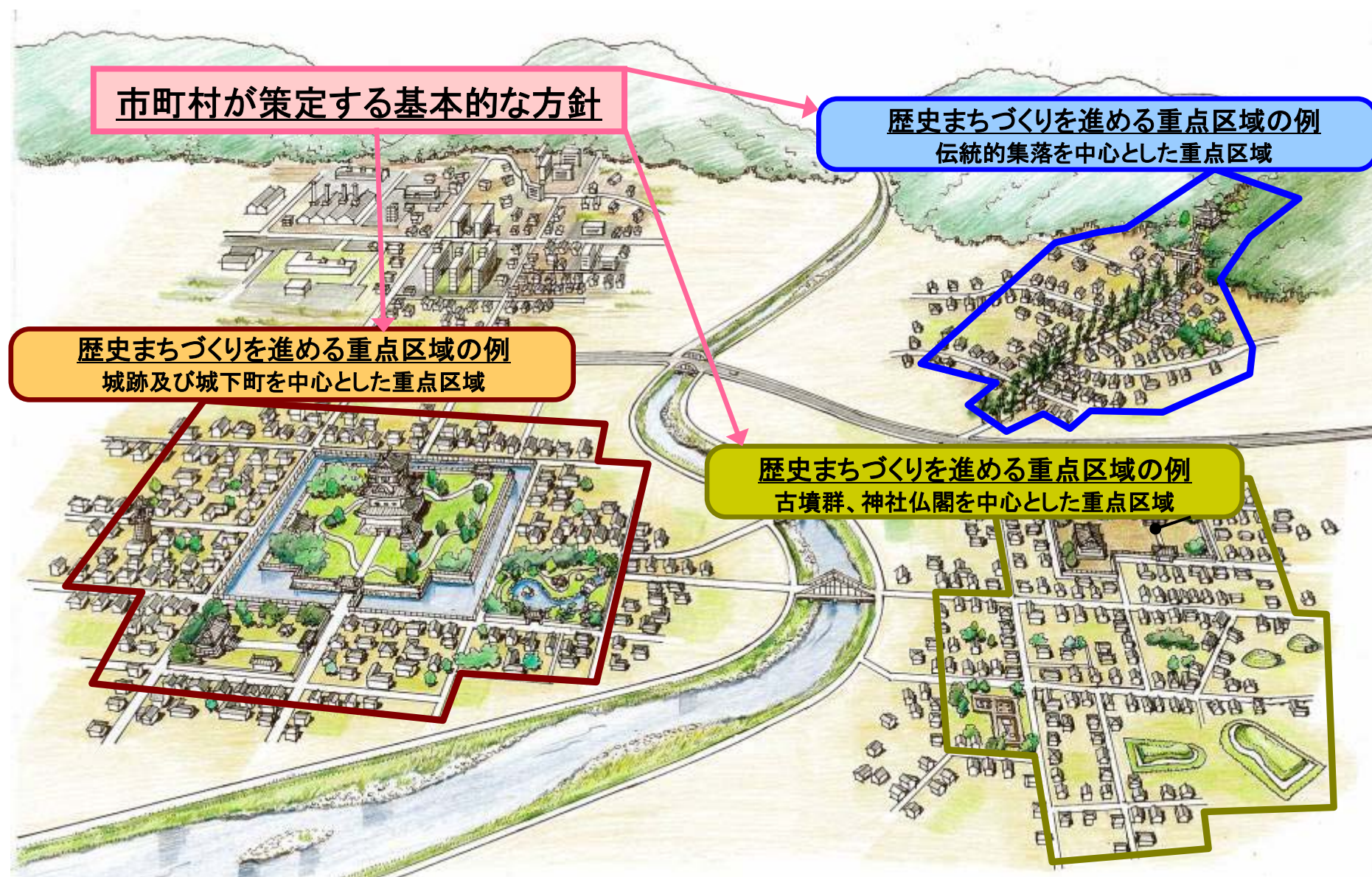
復原・修復・修景等について、新事業（歴史的環境形成総合支援事業）の創設、公園事業の拡充等により強力に支援

歴史的風致を活かしたまちなみの再生

- 住宅地の規制のままで、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設
- 電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進
- 公園の地下空間を活用し、パークアンドライド等の駐車場を整備

公共施設・市街地の整備について、まちづくり交付金の拡充等により強力に支援

歴史まちづくり計画(歴史的風致維持向上計画)のイメージ



歴史まちづくりを進める重点区域のイメージ

